

ID: 1

担当部署: 総務課

処分の概要	行為の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町庁舎管理規則 第4条第1項					
例 規 番 号	平成16年規則第15号					
【根拠条文】						
(許可を要する行為)						
第4条 庁舎等において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ許可申請書(様式第1号)を提出し、庁舎管理者の許可を受けなければならない。						
(1) 多数集合して庁舎等に入ること。						
(2) 公務以外の目的をもって室その他設備を使用すること。						
(3) 物品を販売し、寄附金を募集し、署名を収集し、又はその他これらに類する行為をすること。						
(4) ビラ、ポスターその他の文書図画を掲示すること。						
2 庁舎管理者は、庁舎等における秩序の維持又は庁舎等の適正な管理及び災害の防止に支障のないと認める限り、前項の許可をするものとする。この場合において、庁舎管理者は、条件を付することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 5

担当部署: 総務課 行政管理室

処分の概要	開示請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町情報公開条例 第11条
例 規 番 号	平成16年条例第11号
【根拠条文】	
<p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	
【基準】	
<p>根拠条文、第5条及び第7条から第10条までの規定による。</p> <p>(公文書の開示を請求できるもの)</p> <p>第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の開示(第5号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。)を請求することができる。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者 (2) 町内に事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 町内に存する学校に在学する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公にすることができないとされている情報 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利害を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	

- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報
又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付する事が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(公文書の部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができる事となる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

美郷町 条例適用申請に対する処分個票

標準処理期間	開示請求があった日から15日以内(第12条第1項)		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 6

担当部署: 総務課 行政管理室

処分の概要	開示請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町個人情報保護条例 第17条第1項及び第2項
例 規 番 号	平成17年条例第2号
【根拠条文】	
<p>(開示請求に対する措置)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨(一部を開示しないときは、その理由を含む。)及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定(前条の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定を除く。)をした場合において、当該個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、その旨を前2項の規定による書面に付記しなければならない。</p>	
【基準】	
根拠条文、第12条及び第14条から第16条までの規定による。	
<p>(開示請求権)</p> <p>第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録された自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>2 親権者等又は保佐人等(保佐人等にあっては、家庭裁判所の審判又は任意後見契約により前項の開示請求に係る代理権が付与された者に限る。)は、開示請求を本人に代わってすることができる。ただし、本人が当該開示請求に反対の意志を表示したときはこの限りでない。</p> <p>(個人情報の開示義務等)</p> <p>第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示により、本人に開示することができない情報</p> <p>(2) 開示請求者(当該開示請求者が代理人の場合は、本人。以下この号において同じ。)以外の者の個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがあるもの</p> <p>(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>(4) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他</p>	

の公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

- (6) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に關し、正当な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、町、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 町、国又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事務又は事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときはこの限りでない。

(存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

標準処理期間	開示請求があった日から起算して15日以内(第18条第1項)		
備考			
設定年月日	平成28年6月30日	最終変更年月日	平成30年12月31日

ID: 7

担当部署: 総務課 行政管理室

処分の概要	訂正請求に対する決定					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町個人情報保護条例 第25条					
例 規 番 号	平成17年条例第2号					
【根拠条文】 (訂正請求に対する措置) 第25条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨(一部を訂正しないときは、その理由を含む。)を書面により通知しなければならない。 2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をするものとする。 3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。						
【基準】 根拠条文及び第23条の規定による。 (訂正請求権) 第23条 第20条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正(追加及び抹消を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。 2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。この場合において、これらの規定中「開示」とあるのは、「訂正」と読み替えるものとする。						
標準処理期間	訂正請求があった日から起算して30日以内(第26条第1項)					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 8

担当部署: 総務課 行政管理室

処分の概要	削除請求に対する決定					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町個人情報保護条例 第29条					
例 規 番 号	平成17年条例第2号					
【根拠条文】						
(削除請求に対する措置等)						
第29条 第25条及び第26条の規定は、削除請求があった場合について準用する。この場合において、これらの規定中「訂正」とあるのは「削除」と、第26条第1項中「第24条第3項」とあるのは「第28条第2項」と読み替えるものとする。						
【基準】						
根拠条文及び第27条の規定による。						
(削除請求権)						
第27条 第20条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。)が第5条第1項及び第4項から第6項までの規定のいずれかに違反して収集されたと認める者は、実施機関に対し、その削除の請求をすることができる。						
2 第20条第1項の規定により開示を受けた自己に関する特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が第5条第2項から第6項までの規定のいずれかに違反して収集若しくは保管されたと認める者、特定個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲を超えて保有されていると認める者、第7条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されたと認める者又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。)に記録されていると認める者は、実施機関に対し、当該特定個人情報の削除の請求をすることができる。						
3 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による削除の請求(以下「削除請求」という。)について準用する。この場合において、これらの規定中「開示」とあるのは、「削除」と読み替えるものとする。						
標準処理期間	削除請求があった日から起算して30日以内(第29条)					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 9

担当部署: 総務課 行政管理室

処分の概要	中止請求に対する決定					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町個人情報保護条例 第32条					
例 規 番 号	平成17年条例第2号					
【根拠条文】						
(中止請求に対する措置等)						
第32条 第25条及び第26条の規定は、中止請求があった場合について準用する。この場合において、これらの規定中「訂正」とあるのは「中止」と、第26条第1項中「第24条第3項」とあるのは「第31条第2項」と読み替えるものとする。						
【基準】						
根拠条文及び第30条の規定による。						
(中止請求権)						
第30条 第20条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。)が第7条の規定に違反して利用又は提供されたと認める者は、実施機関に対し、その中止の請求をすることができる。						
2 第20条第1項の規定により開示を受けた自己に関する特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。)が第5条第2項から第6項までの規定のいずれかに違反して収集若しくは保管されたと認める者、特定個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲を超えて保有されていると認める者、第7条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されたと認める者又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されていると認める者は、実施機関に対し、当該特定個人情報の利用の中止の請求をすることができる。						
3 第20条第1項の規定により開示を受けた自己に関する特定個人情報が第7条の3の規定に違反して提供されたと認める者は、実施機関に対し、当該特定個人情報の提供の中止の請求をすることができる。						
4 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による中止の請求(以下「中止請求」という。)について準用する。この場合において、これらの規定中「開示」とあるのは、「中止」と読み替えるものとする。						
標準処理期間	中止請求があった日から起算して30日以内(第32条)					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 12

担当部署: 総務課

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町防災公園条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成25年条例第16号
【根拠条文】	
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる行為により防災公園を利用しようとする者又は団体は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 物品の販売を行うこと。 (2) 募金その他これに類すること。 (3) 競技会、展示会、集会その他これに類する催しのために防災公園の全部又は一部を独占して使用すること。 (4) 前各号に定めるもののほか、町長が管理上必要と認める行為 <p>2 町長は、前項の規定による許可に管理上必要な条件を付することができる。</p>	
【基準】	
<p>根拠条文、第6条、美郷町防災公園条例施行規則第5条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(利用の許可の制限)</p> <p>第6条 町長は、次に該当する場合には利用を許可しない。また、既に許可したものにあっては、許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 防災公園の管理上支障があると認めるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、防災公園の設置の目的に反すると認めるとき。 <p>(条例第5条第1項第4号の行為)</p> <p>第5条 条例第5条第1項第4号の公園の管理上必要と認める行為は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 繙続的又は断続的に施設を利用する行為 (2) 火気を使用する行為 (3) 飲食を伴う行為 (4) 未成年者のみで利用する行為 <p>(公の施設の利用制限)</p> <p>第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。</p> <p>2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。</p>	

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 15

担当部署: 企画推進課

処分の概要	利用の許可及び変更許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町ゴールデンユートピア条例 第14条第1項					
例 規 番 号	平成17年条例第43号					
【根拠条文】						
(利用の許可)						
第14条 ゴールデンユートピアを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。						
2 指定管理者は、ゴールデンユートピアの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げる場合のほか、ゴールデンユートピアの管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	1日					
備考	指定管理					
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 19

担当部署: 企画推進課

処分の概要	利用の許可及び変更許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町潮温泉大和荘条例 第13条第1項					
例 規 番 号	平成17年条例第44号					
【根拠条文】						
(利用の許可)						
第13条 大和荘を利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。						
2 指定管理者は、大和荘の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。						
(4) 利用希望者が感染性の疾病にかかっていると認められるとき。						
(5) 前4号に掲げる場合のほか、大和荘の管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	1日					
備考	指定管理					
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 22

担当部署: 企画推進課

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根拠条項	美郷町潮交流研修宿泊施設条例 第13条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第45号

【根拠条文】

(利用の許可)

第13条 潮交流館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、潮交流館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 潮交流館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、潮交流館の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。

(公の施設の利用制限)

第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。

2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

標準処理期間	1日		
備考	指定管理		
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 26

担当部署: 企画推進課

処分の概要	利用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例 第7条					
例 規 番 号	平成27年条例第25号					
【根拠条文】						
(利用料の減免)						
第7条 町長は、前条の規定にかかわらず、特別の理由があると認めた者については、利用料を減免することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 27

担当部署: 企画推進課

処分の概要	加入の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例 第6条第1項					
例 規 番 号	平成23年条例第1号					
【根拠条文】						
(加入の申込み等)						
第6条 第4条の業務の提供(以下「サービスの提供」という。)を受けようとする者は、規則の定めるところにより町長に加入(サービスの提供を受けることをいう。以下同じ。)の申込み(以下「加入の申込み」という。)を行い、承認を受けなければならない。						
2 加入の申込みは、引込端子1件ごとに行うものとする。						
3 町長は、加入者にサービスの提供に必要な宅内機器を貸し出すものとする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 30

担当部署: 企画推進課

処分の概要	分担金及び使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例 第22条					
例 規 番 号	平成23年条例第1号					
【根拠条文】						
(分担金及び使用料の減免)						
第22条 町長は、公益上の必要性その他特別の事由があると認めるとときは、規則で定めるところにより、第19条第1項の分担金若しくは第20条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例施行規則第13条の規定による。						
(使用料の減免)						
第13条 町長は、生活保護法(昭和23年法律第144号)による保護を受けている世帯に係る条例第20条第1項の使用料について、条例第22条の規定により、減額し、又は免除することができる。						
2 前項の規定による使用料の減額又は免除を受けたい世帯は、使用料減免申請書(様式第8号)により、申請しなければならない。						
3 町長は、前項の申請があった場合、その内容を審査のうえ諾否を決定し、使用料減免に係る決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。						
標準処理期間	7日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 32

担当部署: 企画推進課

処分の概要	自営柱への共架の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例 第29条第1項					
例 規 番 号	平成23年条例第1号					
【根拠条文】						
(自営柱への共架)						
第29条 施設の設置に伴い町が設置する自営柱に通信線その他の物件を共架しようとする者は、町長に申請しその承認を受けなければならない。						
2 前項の承認を受けた者は、共架する期間において、自営柱1本につき年額1,200円の共架料を支払わなければならない。この場合において、共架する期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の期間があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の期間があるときは1月として計算する。						
3 共架料の減額又は免除及び徴収方法については、美郷町行政財産使用料条例(平成16年美郷町条例第61号)第4条及び第5条の例による。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 36

担当部署: 美郷暮らし推進課 産業・雇用・定住支援センター

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例 第7条第5項					
例 規 番 号	平成24年条例第23号					
【根拠条文】 (使用料) 第7条 移住体験住宅の使用料は、別表第2のとおりとする。 2 入居者は、町長の指定する日までに使用料を納付しなければならない。 3 1月を超える入居期間について1月に満たない入居期間があるとき又は移住体験住宅を明け渡したときの使用料は、日割り計算するものとする。 4 使用料は、経済情勢、公租公課等の変動により必要が生じたときは、変更するものとする。 5 町長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 37

担当部署: 美郷暮らし推進課 産業・雇用・定住支援センター

処分の概要	入居の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 第2条					
例 規 番 号	平成25年規則第12号					
【根拠条文】						
(入居の申請)						
第2条 美郷町移住体験住宅(以下「住宅」という。)に入居しようとする者は、入居承認申請書(様式第1号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。						
【基準】						
根拠条文、美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例第5条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。						
(入居対象者)						
第5条 移住体験住宅に入居することができる者は、その者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。						
(1) 美郷町に移住を希望し、短期間の田舎暮らし体験を目的とする者						
(2) 前号に定めるもののほか町長が必要と認めた者						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 38

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町多機能コミュニティセンター条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成27年条例第18号
【根拠条文】	
(使用の許可)	
第5条 センターを使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。	
2 センターを使用しようとする者は、施設等の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物品を搬入しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。	
3 管理者は、第1項の許可又は前項の承認をする場合において、センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。	
【基準】	
根拠条文、第6条、美郷町多機能コミュニティセンター条例施行規則第3条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。	
(使用の制限)	
第6条 管理者は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しない。	
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。	
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあると認めるとき。	
(3) 施設等を破損し、滅失し、又は著しく汚損するおそれがあると認めるとき。	
(4) 前3号に掲げるほか、施設等の管理上支障があると認めるとき。	
(使用許可の申請等)	
第3条 条例第5条第1項の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ所定の使用許可(許可事項変更)申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。	
2 センターの使用の許可を受けようとする者が条例第5条第2項の承認を受けようとするときは、あらかじめ所定の承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。	
3 第1項の規定は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。	
4 教育委員会は、使用しようとする日の60日以前までの使用の許可の申請について、その許可を保留することができる。	
5 教育委員会は、冠婚葬祭で使用しようとするときの使用の許可は、次の要件を満たす場合に許可するものとする。	
(1) 原則として、使用しようとする日前の申請であること。	
(2) 使用しようとする日につき、他の部屋の使用の予定がないこと又は既に使用の許可を受けている者がいるときはその同意が得られること。	
(3) その他施設の管理上支障がないこと。	

(公の施設の利用制限)

第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用の許可をしないことができる。

2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	特別の設備等の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町多機能コミュニティセンター条例 第5条第2項					
例 規 番 号	平成27年条例第18号					
【根拠条文】						
(使用の許可)						
第5条 センターを使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。						
2 センターを使用しようとする者は、施設等の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物品を搬入しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。						
3 管理者は、第1項の許可又は前項の承認をする場合において、センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 41

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町多機能コミュニティセンター条例 第8条第3項					
例 規 番 号	平成27年条例第18号					
【根拠条文】 (使用料金) 第8条 使用者は、施設等の使用料金を町に納付しなければならない。 2 使用料金は、別表に定める範囲で、規則で定める。 3 管理者は、公益上必要があると認めるときは、第1項の使用料金を減額し、又は免除することができる。						
【基準】 根拠条文及び美郷町多機能コミュニティセンター条例施行規則第5条の規定による。 (使用料金及び減免) 第5条 条例第8条第2項の規則で定める使用料金は、別表のとおりとする。 2 条例第8条第3項により使用料金を減額し、又は免除する場合は、おおむね次のとおりとする。 ただし、飲食を目的とする場合は、この限りでない。 (1) 減額 教育委員会が特別な公益性があると認める場合は、おおむね半額を減額する。 (2) 免除 次のいずれかに該当する場合とする。 ア 町の機関が使用するとき。 イ 官公署が使用するとき。 ウ その他教育委員会が特別に免除の必要を認めるとき。 3 前項の使用料金の減免を受けようとする者は、減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 42

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料金の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町多機能コミュニティセンター条例 第9条ただし書					
例 規 番 号	平成27年条例第18号					
【根拠条文】						
(使用料金の不還付) 第9条 既に納付された使用料金は、還付しない。ただし、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町多機能コミュニティセンター条例施行規則第6条の規定による。 (使用料金の還付) 第6条 条例第9条ただし書の規則で定める使用料金の全額又は一部を還付する場合は、おおむね次のとおりとする。 (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき。 (2) 教育委員会の都合により使用の許可を取り消したとき。 (3) その他相当の理由があるとき。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 46

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町行政財産使用料条例 第4条					
例 規 番 号	平成16年条例第61号					
【根拠条文】						
(使用料の減免)						
第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。						
(1) 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。						
(2) 町の指導監督を受け、町の事務事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務事業の用に供するため使用するとき。						
(3) 行政財産の使用許可を受けた者が、地震、水災、火災等の災害のため、当該財産を使用目的に供し難いと認めるとき。						
(4) 町長が公益上又は町の事務事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるとき。						
(5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 47

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町行政財産使用料条例 第6条ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第61号					
【根拠条文】						
(使用料の不還付)						
第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは、町長は、その全部又は一部を還付することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 49

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料及び手数料の返還承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町使用料及び手数料条例 第4条ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第62号					
【根拠条文】 (使用料及び手数料の返還) 第4条 既に納付した使用料及び手数料は、返還しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 50

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料及び手数料の減免等
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町使用料及び手数料条例 第6条第1項及び第6条の2第1項
例 規 番 号	平成16年条例第62号

【根拠条文】

(使用料及び手数料の減免等)

第6条 町長は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、使用料及び手数料(別表第1に掲げる審査請求に関する提出書類等の写しの交付手数料を除く。以下この条において同じ。)を減免し、又はその納付を延期し、若しくは猶予することができる。

2 次の各号に掲げるものについては、使用料及び手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定に定めのある場合
- (2) 官公署より請求のあったもの
- (3) 官公吏が職務により請求した場合
- (4) 公的年金受給権者現況届に関する住民票の記載事項証明の申請
- (5) その他町長が特別の理由があると認めた場合

第6条の2 審理員は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。)の規定による交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて同法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であって行政不服審査法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人及び参加人について準用する。この場合において、第1項及び第2項の規定中「審理員」とあるのは「美郷町行政不服審査会」と読み替えるものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	平成28年6月30日	最終変更年月日	年 月 日
-------	------------	---------	-------

ID: 53

担当部署: 建設課

処分の概要	手数料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町屋外広告物に係る手数料徴収条例 第5条ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第63号					
【根拠条文】						
(手数料の不還付) 第5条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 55-1

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	延滞金の減免
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例 第3条第2項
例 規 番 号	平成16年条例第64号

【根拠条文】

(延滞金の納付等)

第3条 税以外の収入金を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、前条の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付額に、年14.6パーセント(督促状を発する前の期間又は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間について、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 町長は、納付者が納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認めた場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

【共通担当部署】

健康福祉課

建設課

ID: 55-2

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の減免
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例 第3条第2項
例 規 番 号	平成16年条例第64号

【根拠条文】

(延滞金の納付等)

第3条 税以外の収入金を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、前条の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付額に、年14.6パーセント(督促状を発する前の期間又は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間について、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 町長は、納付者が納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認めた場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

【共通担当部署】

健康福祉課

建設課

ID: 57

担当部署: 産業振興課

処分の概要	分担金の徴収猶予及び減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町分担金徴収条例 第5条					
例 規 番 号	平成16年条例第60号					
【根拠条文】						
(分担金の徴収猶予及び減免)						
第5条 町長は、天災事変その他やむを得ない事由があると認められるときは、1年以内の期間を限って、分担金の徴収を猶予し、又はその額の全部若しくは一部を減免することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	14日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 61

担当部署: 総務課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町公有財産の管理に関する規則 第9条第1項					
例 規 番 号	平成16年規則第57号					
【根拠条文】						
(申請及び許可書の交付)						
第9条 行政財産の使用を希望する者は、行政(普通)財産使用許可申請書(様式第2号)により町長に申請しなければならない。						
2 町長は申請人に対し、行政財産の使用を許可するときは、許可書(様式第3号)を交付し、許可しないときは、その旨を通知するものとする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 63

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	指定学校変更の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町立小学校及び中学校通学区域規則 第3条ただし書					
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第6号					
【根拠条文】						
第3条 学齢児童生徒は、その保護者(本人を主として扶養するものをいう。)が住所を有する学区内所在の学校に入学しなければならない。ただし、正当と認められる特別の理由があるときは、学区外の学校に入学することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 64

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町立小・中学校施設の開放に関する条例 第5条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第90号					
【根拠条文】						
(使用の許可等)						
第5条 前条の規定により登録された団体が開放する施設を使用しようとする場合は、教育委員会の許可を受けなければならない。						
2 教育委員会は、許可について必要な条件を付することができる。						
【基準】						
根拠条文、第4条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。						
(使用の対象)						
第4条 学校施設の開放の対象は、美郷町内に居住、通勤又は通学する者が5人以上で組織し、かつ、成人の指導者のある団体で、教育委員会に登録されているものに限るものとする。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 67

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町立小・中学校施設の開放に関する条例 第8条					
例 規 番 号	平成16年条例第90号					
【根拠条文】						
(使用料の減免)						
第8条 教育委員会は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町立小・中学校施設の開放に関する条例施行規則第6条の規定による。						
(使用料の減免)						
第6条 条例第8条の規定による使用料の減免については、おおむね次に定めるところによる。						
(1) 使用料の免除						
ア 町及び教育委員会が主催して使用する場合						
イ 町内のスポーツ少年団が団活動に使用する場合						
ウ その他教育委員会が認めた場合						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 68

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	団体の登録					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町立小・中学校施設の開放に関する条例施行規則 第4条第1項					
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第8号					
【根拠条文】						
(登録)						
第4条 条例第4条の規定により登録を受けようとする団体は、美郷町学校体育施設使用団体登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。						
2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、適當と認めた場合は、美郷町学校体育施設使用団体登録証(様式第2号)を当該団体に交付するものとする。						
3 第1項の規定による申請をした団体は、その申請に係る事項に変更があったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 72

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	臨時運行の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町立邑智小学校スクールバス管理運行に関する条例 第5条					
例 規 番 号	平成16年条例第88号					
【根拠条文】 (臨時運行) 第5条 前条に規定する運行日のほか、教育長が児童の通学に支障がないと認めたときに限り、臨時運行することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 73

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町公民館条例 第7条第1項
例 規 番 号	平成16年条例第92号

【根拠条文】

(使用の許可)

第7条 公民館を使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならぬ。

2 教育委員会は、館長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 飲酒を目的とする集会が行われるとき、又は公の秩序若しくは善良の風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) 政治的又は宗教的活動にわたるおそれがあるとき。
- (3) 建物又はその附属物を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不適当と認めたとき。

【基準】

根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。

(公の施設の利用制限)

第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。

2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 74

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	特別の設備等の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町公民館条例 第9条					
例 規 番 号	平成16年条例第92号					
【根拠条文】 (特別の設備又は製作) 第9条 使用者が公民館使用に当たって、特殊物品の搬入又は特別の設備、装飾等の製作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 77

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町公民館条例 第12条					
例 規 番 号	平成16年条例第92号					
【根拠条文】 (使用料の減免) 第12条 町長は、公用又は公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。						
【基準】 根拠条文及び美郷町公民館条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 条例第12条の規定により、使用料を減免する場合は、次のとおりとする。ただし、減免を受けようとする者は、使用許可申請書に減免事項を記載して提出しなければならない。 (1) 町及び町の機関が行政の必要により使用するとき 全額免除 (2) 町の主権又は共催する行事に使用するとき 全額免除 (3) 社会教育関係団体がその目的達成のために使用するとき 全額免除 (4) 町が後援賛助した行事に使用するとき 全額免除 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が行政上の必要又は特別の理由があると認めたとき 全額免除						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 78

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町公民館条例 第13条ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第92号					
【根拠条文】						
(使用料の不還付)						
第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。						
(1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなったとき。						
(2) 公益上又は管理上使用許可を取り消し、又は使用を停止したとき。						
(3) 使用前に使用許可を取り消し、又は使用中に使用を中止し、又は使用の変更等の申出をした場合において、町長が相当の理由があると認めたとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 81

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町集会所条例 第12条第1項(第22条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成18年条例第15号

【根拠条文】

(利用の許可)

第12条 集会所を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、集会所の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、集会所の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。

(公の施設の利用制限)

第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。

2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 84

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町集会所条例 第18条第3項					
例 規 番 号	平成18年条例第15号					
【根拠条文】						
(利用料金等の減免)						
第18条 指定管理者は、委員会が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。						
2 指定管理者は、利用料金の減免又は還付をするに当たっては、不当な差別的取り扱いをしてはならない。						
3 委員会は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 85

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町民体育館及び町民広場条例 第4条					
例 規 番 号	平成16年条例第101号					
【根拠条文】						
(使用の許可)						
第4条 町民体育館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならぬ。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 87

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町民体育館及び町民広場条例 第6条					
例 規 番 号	平成16年条例第101号					
【根拠条文】						
(使用料の減免) 第6条 教育委員会は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは使用料を減免することができる。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町民体育館及び町民広場条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 条例第6条の規定による使用料の減免については、おおむね次に定めるところによる。 (1) 町及び教育委員会が主催又は共催する場合 (2) 町内のスポーツ少年団が団活動に使用する場合 (3) その他教育委員会が認めた場合						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 88

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町民体育館及び町民広場条例 第7条ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第101号					
【根拠条文】 (使用料の不還付) 第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者がその責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなった場合又は使用2日前までに使用の中止を申し出た場合は、この限りでない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 89

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	行為の許可及び変更許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町民体育館及び町民広場条例施行規則 第3条の2第1項					
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第18号					
【根拠条文】						
(広場での行為の制限)						
第3条の2 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。						
(1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。						
(2) 業として写真又は映画を撮影すること。						
(3) 興行を行うこと。						
(4) 競技会、集会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して使用すること。						
2 前項の許可を受けようとする者は、美郷町民体育館等使用申込書に、行為の場所、内容その他の教育委員会の指示する事項を記載し、使用期日の3日前までに、教育委員会に申し込まなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。						
3 教育委員会は、第1項各号に掲げる行為が町民広場の使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可を行うものとする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 92

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町カヌーの里条例 第14条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第47号

【根拠条文】

(利用の許可)

第14条 カヌーの里を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、カヌーの里の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、カヌーの里の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。

(公の施設の利用制限)

第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。

2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 95

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町齋藤茂吉鴨山記念館条例 第6条ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第98号					
【根拠条文】 (使用料等) 第6条 記念館を使用する場合には、使用料金表(別表)に定めるところにより使用料及び入場料を納付しなければならない。ただし、町長が公益上特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 96

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	資料の館外貸出しの承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町齋藤茂吉鴨山記念館条例施行規則 第6条ただし書					
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第20号					
【根拠条文】						
(資料の館外貸出し) 第6条 資料の館外貸出しへは、原則としてしない。ただし、特別の場合は、別に定める借用申請書を館長に提出し、承認を受けるものとする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 97

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	資料の館外貸出しの承認					
例 規 名 根拠条項	美郷町ふるさとおおち伝承館設置及び管理に関する条例施行規則 第6条ただし書					
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第21号					
【根拠条文】						
(資料の館外貸出し) 第6条 資料の館外貸出しへは、原則としてしない。ただし、特別の場合は、別に定める借用申請書を館長に提出し、承認を受けるものとする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 98

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町若者定住環境整備モデル事業施設条例 第6条					
例 規 番 号	平成16年条例第25号					
【根拠条文】 (使用者) 第6条 施設の使用について許可の対象となる者は、原則として町内に在住する者であるものとする。						
【基準】 根拠条文、第7条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の制限) 第7条 施設使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公益を害し、又は風俗をみだすおそれがあるとき。 (2) 施設を損傷するおそれがあるとき。 (3) その他施設の管理上支障があると認められるとき。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 100

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町若者定住環境整備モデル事業施設条例 第8条第2項					
例 規 番 号	平成16年条例第25号					
【根拠条文】 (使用料) 第8条 広場を使用する者は、ふれあい広場使用料(別表)に定める使用料を納付しなければならない。 2 町長が特に必要と認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 101

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町余暇活動施設規則 第2条					
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第28号					
【根拠条文】						
(使用の申請)						
第2条 施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、使用5日前までに余暇活動施設使用許可申請書(様式第1号)を、管理者に提出しその許可を得なければならない。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 102

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	特別の施設等の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町余暇活動施設規則 第4条ただし書					
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第28号					
【根拠条文】 (特別施設の設置等) 第4条 前条の規定により使用の許可を受けた施設の使用者は、施設に特別の施設を設置し、又は施設設備に変更を加えることができない。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 104

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の返還承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町余暇活動施設規則 第7条ただし書					
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第28号					
【根拠条文】						
(使用料の返還)						
第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、施設の使用が不能となった場合又は余暇活動施設使用中止届(様式第3号)を提出し、これについて管理者がやむを得ないと認めるときは、使用料を返還する。その場合の返還額は、次のとおりとする。						
(1) 使用者の責めに帰さない理由及び使用の予約日から、3日前までに使用中止を申し出た場合 既納使用料の全額						
(2) 使用の予約日から1日前までに使用中止を申し出た場合 既納使用料の半額						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 105

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	行為の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町余暇活動施設規則 第10条ただし書					
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第28号					
【根拠条文】						
(禁止行為)						
第10条 施設内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。						
(1) 物品の販売その他これに類する商行為						
(2) 宣伝その他これに類する行為						
(3) 広告物の掲示又は配布、看板、立札類の設置						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 106

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町民グラウンド条例 第4条					
例 規 番 号	平成16年条例第94号					
【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 グラウンドを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければなら ない。						
【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定 する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条 第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請 があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認める ときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又 はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消す ことができる。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 108

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町民グラウンド条例 第6条					
例 規 番 号	平成16年条例第94号					
【根拠条文】 (使用料の減免) 第6条 教育委員会は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは使用料を減免することができる。						
【基準】 根拠条文及び美郷町民グラウンド条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 条例第6条の規定による使用料の減免については、おおむね次に定めるところによる。 (1) 町、公共団体又はこれに準ずる団体及び町の共催で行う会合又は行事に利用するとき。 (2) 町の後援で行う会合又は行事に利用するとき。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 109

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町民グラウンド条例 第7条ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第94号					
【根拠条文】						
(使用料の不還付)						
第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。						
(1) 施設の管理上特に必要があるため、使用の許可を取り消したとき。						
(2) 使用者がその責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなった場合						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 111

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町屋内ゲートボール場条例 第3条					
例 規 番 号	平成16年条例第96号					
【根拠条文】						
(使用の許可)						
第3条 この施設を使用しようとするものは、別に定める使用許可申請書を町長に提出して許可を得なければならない。						
【基準】						
根拠条文、第4条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。						
(使用の制限)						
第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、ゲートボール場の使用を許可しないことがある。						
(1) 公共の秩序及び善良なる風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。						
(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。						
(3) 管理上支障があると認めるとき。						
(4) その他適当でないと認めるとき。						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 114

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町屋内ゲートボール場条例 第7条					
例 規 番 号	平成16年条例第96号					
【根拠条文】						
(使用料の減免)						
第7条 町長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町屋内ゲートボール場条例施行規則第5条の規定による。						
(使用料の減免)						
第5条 条例第7条の規定による使用料の減免は、おおむね次の各号に定めるところによる。						
(1) 町、公共団体又はこれに準ずる団体及び町の共催で行う会合又は行事に使用するとき。						
(2) 町の後援で行う会合又は行事に使用するとき。						
(3) その他町長が認めたとき。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 115

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	使用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町屋内ゲートボール場条例 第8条ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第96号					
【根拠条文】 (使用料の還付) 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。						
【基準】 根拠条文及び美郷町屋内ゲートボール場条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の還付) 第6条 条例第8条の規定により使用料を還付する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1) 施設の管理上特に必要があるため、使用の許可を取り消したとき。 (2) 使用者の責めに帰さない事情により使用できないとき。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 116

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	貸出期間及び数量の特例の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町図書室の管理運営規則 第8条ただし書					
例 規 番 号	平成16年教育委員会規則第19号					
【根拠条文】						
(貸出期間と利用冊数)						
第8条 図書資料の貸出期間及び数量は、次のとおりとする。ただし、特別の事由により教育長の許可を受けた場合は、この限りでない。						
(1) 貸出期間 14日以内						
(2) 貸出数量 3冊以内						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 119

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	貴重資料の閲覧の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町立図書館条例施行規則 第6条第2項					
例 規 番 号	平成27年教育委員会規則第5号					
【根拠条文】 (館内利用) 第6条 資料は、館内の所定の場所において、これを自由に利用することができる。 2 前項の規定にかかわらず、貴重な資料として指定したもの(以下「貴重資料」という。)その他館長が特に指定した資料を利用しようとする者は、貴重資料閲覧申込書(様式第1号)により館長の許可を得なければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 120

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	利用の登録					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町立図書館条例施行規則 第10条第1項					
例 規 番 号	平成27年教育委員会規則第5号					
【根拠条文】						
(利用登録等)						
第10条 個人貸出しを利用する者は利用申込書(様式第2号)、団体貸出しを利用しようとする者は団体利用申込書(様式第3号)を館長に提出し、利用登録しなければならない。						
2 館長は、前項の規定により利用登録を行った者に対し、速やかに図書館利用カード(以下「利用カード」という。)を交付するものとする。						
3 利用カードの交付を受けた者は、館外利用をするときには、利用カードを提出しなければならない。						
4 利用カードの交付を受けた者は、利用登録に係る内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を届け出なければならない。						
5 利用カードの交付を受けた者は、利用カードを紛失又は汚損した場合は、その旨を館長に届け出て、再交付を受けることができる。						
6 館長は、再発行に要する費用は、利用者の負担とし、実費を徴収する事ができる。						
7 利用者は、利用カードを他の者に譲渡し、又は貸与してはならない。						
8 利用カードが、登録者本人以外によって使用され、損害が生じた場合は、その責めは登録者本人に帰するものとする。						
【基準】						
根拠条文及び第9条の規定による。						
(館外貸出しの対象者)						
第9条 館外貸出しの対象者は、次に掲げる者とする。						
(1) 町内に住所を有する者						
(2) 町内に勤務し、又は通学している者						
(3) 隣接市町(大田市、川本町、邑南町、飯南町、三次市)に住所を有する者						
(4) その他特に館長が必要と認める者						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 121

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	現状変更等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町文化財保護条例 第14条第1項
例 規 番 号	平成16年条例第102号

【根拠条文】

(現状変更等の制限)

- 第14条 補助を受けた町指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。
- 2 前項以外の町指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、教育委員会に届け出なければならない。
 - 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合、又は前項の届け出があったときは、当該行為に關し必要な指示又は指導をすることができる。

【基準】

根拠条文及び美郷町文化財保護条例施行規則第7条の規定による。

(現状変更許可の申請)

- 第7条 条例第14条第1項に規定する許可を受けようとする者は、文化財現状変更許可申請書(様式第12号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 条例第14条第1項ただし書の規定による許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 町指定文化財が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、指定当時の状態(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の状態)に復する場合
 - (2) 町指定文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため応急の措置をする場合
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置を執る場合
 - (4) 保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合
 - 3 条例第14条第2項に規定する行為をするときは、教育委員会に文化財現状変更届(様式第13号)を提出しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 122

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	行為の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町森原古道史跡公園条例 第9条第1項
例 規 番 号	平成24年条例第8号

【根拠条文】

(行為の制限)

第9条 史跡公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、史跡公園の全部又は一部を独占して使用すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が史跡公園の管理上特に必要があると認める行為
- 2 教育委員会は、行為の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 風致を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 公衆の使用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (5) 施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に支障があると認められるとき。
- 3 教育委員会は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは第1項の許可に条件を付することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	行為の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町森原古道史跡公園条例 第10条ただし書					
例 規 番 号	平成24年条例第8号					
【根拠条文】						
(行為の禁止)						
第10条 何人も、史跡公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項の許可に係る行為であって、教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。						
(1) 施設等を汚損し、又は損傷すること。 (2) 植物を採取し、又は損傷すること。 (3) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。 (4) 土地の原状又は形質を変更すること。 (5) はり紙又ははり札をすること。 (6) 飲料水を汚染すること。 (7) ごみその他の廃物又は汚物をすること。 (8) 立入禁止区域に立ち入ること。 (9) 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れ、又は停めおくこと。 (10) 前各号のほか、史跡公園の管理に支障のある行為をすること。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 125

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町保健福祉センター設置及び管理に関する条例 第5条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第103号					
【根拠条文】						
(使用の許可等)						
第5条 センターを使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。						
2 町長は、前項の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。						
(1) 許可申請に偽りがあったとき。						
(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。						
【基準】						
根拠条文、第4条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。						
(使用者の範囲)						
第4条 センターは町内に居住する団体、個人を問わず使用することができる。ただし、第1条の趣旨に反する者又は公益事業でないと認められるものは、この限りでない。						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	7日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 128

担当部署: 総務課

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町基幹集落センター条例 第12条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第34号

【根拠条文】

(利用の許可)

第12条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。

(公の施設の利用制限)

第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。

2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

標準処理期間	1日		
備考	指定管理		
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 130

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	医療費の助成
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町福祉医療費助成条例 第5条第2項
例 規 番 号	平成16年条例第106号
【根拠条文】	
(助成の方法)	
第5条 助成は、助成対象額を療養又は医療を受けた医療機関等に支払うことによって行う。	
2 前項の規定にかかわらず、島根県外の医療機関等(助成対象額の支払いに係る事務の契約をした島根県外の医療機関等を除く。)において療養又は医療を受けた場合その他の規則で定める場合において、被保険者等が医療機関等に本人負担額を支払ったときにおける助成は、被保険者等に助成対象額を支払うことによって行う。	
3 第1項の規定により、美郷町が助成対象額を医療機関等に対して支払った場合において、被保険者等が当該助成対象額について社会保険各法に規定する高額療養費若しくは高額介護合算療養費又は附加給付金を受けたときは、被保険者等は、当該高額療養費若しくは高額介護合算療養費又は附加給付金に相当する額を美郷町に納付しなければならない。	
【基準】	
根拠条文、第3条及び美郷町福祉医療費助成条例施行規則第4条の規定による。	
(助成の範囲)	
第3条 美郷町は、福祉医療対象者が福祉医療費医療証(以下「医療証」という。)又は福祉医療費資格証(以下「資格証」という。)により病院若しくは診療所又は薬局等(以下「医療機関等」という。)において次の各号に掲げる療養又は医療を受けた場合に、当該療養又は医療に要する費用(以下「対象医療費」という。)のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用の額(社会保険各法に定める附加給付金があるときは当該附加給付金の額に相当する額を控除した額とする。以下「本人負担額」という。)から医療機関等(薬局、柔道整復施術所、はり、きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所及び訪問看護ステーションを除く。)ごとに1月につき対象医療費の100分の10に相当する額(当該額が別表第2に定める金額を超える場合は、同表に定める額。以下「控除額」という。)を控除した額(以下「助成対象額」という。)を助成するものとする。この場合において、町長は、特別の事由があると認められるときは、控除額を減額することができるものとする。	
(1) 社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養又は医療	
(2) 社会保険各法以外の法令等の規定による療養又は医療(前号の療養又は医療に相当するものに限る。)	
2 前項の場合において、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等は、歯科診療及び歯科診療以外の診療においてそれぞれ個別の医療機関等であるものとみなす。	
(助成費の支払)	
第4条 条例第5条第1項に規定する助成費の支払に関する事務は、島根県国民健康保険団体連合会等に委託して行う。	

美郷町 条例適用申請に対する処分個票

2 条例第5条第2項に規定する規則で定める場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 島根県外の医療機関等において療養又は医療を受けた場合(助成対象額の支払に係る事務の契約をした島根県外の医療機関を除く。)
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に定める病院若しくは診療所又は薬局以外で療養又は医療を受けた場合
- (3) 社会保険各法に規定する療養費の対象となる療養を受けた場合(柔道整復を除く。)
- (4) 島根県内の医療機関等において、社会保険各法に規定する家族療養費の支給の対象となる場合で、条例第5条第3項に規定する高額療養費若しくは高額介護合算療養費又は附加給付金を受けることができる者が各保険者の定める高額療養費受領委任状又は委任状(様式第14号)を提出しなかったとき。
- (5) その他町長が必要と認めた場合

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 131

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	医療証等の交付					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町福祉医療費助成条例 第6条					
例 規 番 号	平成16年条例第106号					
【根拠条文】 (医療証等の交付) 第6条 町長は、福祉医療対象者に対し被保険者等又は民法第838条の規定による後見人の申請に基づき医療証を交付するものとする。ただし、規則で定めるものにあっては、資格証を交付するものとする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 134

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	医療証等の更新					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町福祉医療費助成条例施行規則 第6条第1項					
例 規 番 号	平成16年規則第68号					
【根拠条文】						
(医療証等の更新)						
<p>第6条 医療証等の交付を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、毎年8月1日から8月31日までの間に申請書により医療証等の更新を申請しなければならない。この場合において、条例第2条第1項第1号から第6号までに該当する者(地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項第2号の規定に該当する者を除く。)は、福祉医療費所得調査書(様式第18号)を、同項第7号に該当する者は、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>2 助成対象者は、医療証等の有効期間が満了したときは、当該医療証等を直ちに町長に返還しなければならない。</p>						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	20日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 135

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育所利用料等規則 第4条					
例 規 番 号	平成26年規則第15号					
【根拠条文】 (保育所利用料の減免) 第4条 町長は、支給認定保護者が、災害その他やむを得ない理由により、その負担すべき保育所利用料を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 136

担当部署: 住民課

処分の概要	徴収額の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則 第6条					
例 規 番 号	平成25年規則第5号					
【根拠条文】						
(徴収額の減免) 第6条 町長は、災害その他やむを得ない理由により第3条の規定による徴収額を負担させることが困難であると認めるときは、徴収額の全部又は一部を免除することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 137

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	徴収金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町助産の実施及び母子保護の実施に関する規則 第4条第1項					
例 規 番 号	平成22年規則第1号					
【根拠条文】						
(徴収金の減免)						
第4条 町長は、災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、徴収金の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。						
2 前項の規定により徴収金の全部又は一部の減額又は免除を受けようとする者は、助産施設等徴収金減免申請書(様式第6号)に、その理由を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。						
3 町長は、前項に規定する申請があったときは、必要な調査を行い、助産施設等徴収金減免決定通知書(様式第7号)により当該申請をした者に通知するものとする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 138

担当部署: 住民課

処分の概要	資格証の交付
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町子ども医療費助成に関する条例 第4条
例 規 番 号	平成16年条例第115号
【根拠条文】	
(資格証の交付)	
第4条 町長は、第2条第1項第1号及び第2号に規定する者について、被保険者等又は民法第838条の規定による後見人の申請に基づき、資格証を交付するものとする。	
【基準】	
根拠条文及び第2条の規定による。	
(定義)	
第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号に掲げる者であって、美郷町内に住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住所をいう。)を有している者をいう。	
(1) 出生した日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
(2) 満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
(3) 満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日の翌日の属する月の末日までの間にある者のうち、規則で定める疾患により病院又は診療所に入院をした者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に該当する者を除く。)として、保健所長の意見により町長の認定を受けた者	
2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。	
(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)	
(2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)	
(3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)	
(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)	
(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)	
(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)	
3 この条例において「社会保険各法以外の法令等」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令並びに通知をいう。	
(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)	
(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	
(3) 児童福祉法	
(4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)	
(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	
(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)	
(7) 肝炎治療特別促進事業実施要綱(平成20年3月31日厚生労働省健発第0331001号健康局長通知)	
4 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者(これらの者であった者を含む。)又は社会保険各法以外の法令等の規定による医	

美郷町 条例適用申請に対する処分個票

療費で規則で定めるものを負担する扶養義務者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者をいう。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 第1項第3号に掲げる子どもの生計維持者について、同号に掲げる入院をした最終日の属する年の前年の所得(当該日が1月1日から6月30日までの間にあって、申請を行う生計維持者については、前々年の所得)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第11条及び同条において準用する同令第1条から第3条までの規定により算出して得た額以上の者

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 139

担当部署: 住民課

処分の概要	医療費の助成
例 規 名 根拠条項	美郷町子ども医療費助成に関する条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成16年条例第115号
【根拠条文】	
(助成の方法)	
第6条 第2条第1項各号に掲げる者に係る第3条の規定による助成の方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
<p>(1) 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者 助成対象額を療養又は医療を受けた医療機関等に支払うことによって行う。ただし、島根県外の医療機関等(助成対象額の支払いに係る事務の契約をした島根県外の医療機関等を除く)において療養又は医療を受けた場合その他規則で定める場合においては、助成対象額を被保険者等に支払うことによって行う。</p> <p>(2) 第2条第1項第3号に掲げる者 助成対象額を被保険者等に支払うことによって行う。</p>	
2 被保険者等は、第3条の規定による助成を受けた場合において、社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費又は附加給付金について町から立替払を受けたときは、当該高額療養費若しくは高額介護合算療養費又は附加給付金に相当する額を町に返還しなければならない。	
【基準】	
根拠条文及び第3条の規定による。	
(助成の範囲)	
第3条 町は、子ども(社会保険各法の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給の対象となる療養若しくは医療又は社会保険各法以外の法令等の規定による療養若しくは医療のうちこれらに相当するもの(以下「療養又は医療」という。)を受ける者に限る。以下同じ。)が病院若しくは診療所又は薬局等(以下「医療機関等」という。)において療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用(以下「対象医療費」という。)のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用(社会保険各法に基づく附加給付を受ける場合にあっては当該附加給付に係る額を当該費用から控除した額。以下「本人負担額」という。)について、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額(以下「助成対象額」という。)を助成するものとする。	
<p>(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる者 本人負担額の全額</p> <p>(2) 前条第1項第3号に掲げる者 病院又は診療所ごとに本人負担額から1月につき対象医療費の100分の10に相当する額(当該額が1万5,000円を超える場合は、1万5,000円。ただし、町長は、特別な事由があると認めるときは、減額することができるものとする。)を控除した額</p>	
2 前項の場合において、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等は、歯科診療及び歯科診療以外の診療をそれぞれ別に行う医療機関等とみなす。	
3 第1項における助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 140

担当部署: 住民課

処分の概要	資格証の再交付					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町子ども医療費助成に関する条例 第9条第2項					
例 規 番 号	平成16年条例第115号					
【根拠条文】						
(資格証の再交付)						
第9条 資格証を破損し、又は亡失した者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。						
2 前項の届出があった場合は、町長は資格証を再交付するものとする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 144

担当部署: 健康福祉課 地域包括支援センター

処分の概要	利用の決定					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町デイサービスセンター管理運営規則 第7条					
例 規 番 号	平成16年規則第79号					
【根拠条文】						
(利用の決定等)						
第7条 町長は、前条の利用申請を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、デイサービスセンター利用決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。						
【基準】						
根拠条文及び第5条の規定による。						
(利用対象者)						
第5条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。						
(1) 要介護高齢者でセンターの利用を希望するもの						
(2) 要介護高齢者以外の者で、身体に障害のある者、身体が虚弱等のために日常生活を営むに支障がある者						
(3) その他町長が特に必要と認めた者						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 145

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町高齢者ふれあいセンター条例 第5条					
例 規 番 号	平成16年条例第118号					
【根拠条文】						
(使用の許可) 第5条 高齢者ふれあいセンターを使用する者は、別に定める使用許可申請書を町長に提出し許可を受けなければならない。						
【基準】						
根拠条文、第4条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用者の範囲) 第4条 高齢者ふれあいセンターは、町内に居住する団体、個人を問わず使用することができる。 ただし、第1条の目的に反する使用者については、この限りでない。						
(公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	7日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 148

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町高齢者ふれあいセンター条例 第8条					
例 規 番 号	平成16年条例第118号					
【根拠条文】						
(使用料の減免) 第8条 使用者が公益事業のため、高齢者ふれあいセンターを使用するときで、町長が必要と認めるときは、使用料を減免することができる。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町高齢者ふれあいセンター条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 条例第8条の規定による使用料の減免する場合は、おおむね次に定めるところによる。 (1) 町、公共団体又はこれに準ずる団体及び町の共催で行う会合又は行事に使用するとき。 (2) その他町長が認めたとき。						
標準処理期間	14日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 149

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町高齢者ふれあいセンター条例 第9条					
例 規 番 号	平成16年条例第118号					
【根拠条文】						
(使用料の還付)						
第9条 前納された使用料につき、町の都合又は使用者の責めに帰さない事情及び使用者側にそれ相応の事由があると認められた場合は、使用料の全額又は一部を還付するものとする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	7日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 150

担当部署: 健康福祉課 地域包括支援センター

処分の概要	徴収額の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則 第8条					
例 規 番 号	平成16年規則第76号					
【根拠条文】						
(徴収額の減免) 第8条 町長は、災害その他やむを得ない理由により当該費用を負担させることが著しく困難であると認めるときは、徴収額の全部又は一部を免除することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 151

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用の決定
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町地域生活支援事業実施規則 第5条第1項
例 規 番 号	平成18年規則第33号
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用の決定)</p> <p>第5条 前条第1項の規定による申請があったときは、福祉事務所長は、地域生活支援事業の種類ごとに月又は年を単位として12月を超えない範囲において、地域生活支援事業のサービス(以下「地域生活支援サービス」という。)の量を定め、利用の決定(以下「利用決定」という。)を行うものとする。</p> <p>2 福祉事務所長は、利用決定にあたり、地域生活支援サービスの提供事業者及び提供場所を指定することができる。</p>	
<p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第3条の規定による。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 地域生活支援事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、その者又はその者の保護者が町内に居住地(居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。)を有するものとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童</p> <p>(3) 県から療育手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付を受けていない児童で、早期の療育が必要と福祉事務所長が判断した者</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は法第58条に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けた者</p> <p>(5) 難病患者等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働省の定める程度である者及び児童)</p> <p>2 前項に規定する者のほか、同項各号のいずれかに該当する者で、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地(同項に規定する継続入所障害者にあっては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。)が町内である者は、地域生活支援事業の対象とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、地域生活支援事業の対象としない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

美郷町 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日
------------------	------------------	----------------	-------------------

ID: 152

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用決定の変更の決定					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町地域生活支援事業実施規則 第6条第2項					
例 規 番 号	平成18年規則第33号					
【根拠条文】						
(利用決定の変更)						
第6条 利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)又はその保護者は、現に受けている利用決定に係る地域生活支援事業の種類、サービスの量その他重要な事項を変更する必要があるときは、福祉事務所長に対し変更届を提出し、当該利用決定の変更をすることができる。						
2 福祉事務所長は、前項の申請により、必要があると認めるときは、利用決定の変更の決定を行うことができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 154

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	費用負担の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町地域生活支援事業実施規則 第9条第1項					
例 規 番 号	平成18年規則第33号					
【根拠条文】						
(費用負担の減免)						
第9条 福祉事務所長は、利用者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する費用負担を減額し、又は免除することができる。その場合、利用者等は、費用負担減免申請書(様式第1号)を福祉事務所長に提出しなければならない。						
(1) 生活保護法(昭和24年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯にあっては、負担額の全額を免除する。						
(2) 世帯主及び世帯員の当該年度(4月から6月までの間の利用については、前々年度とする。)の町民税が非課税である世帯にあっては、負担額の2分の1に相当する金額を減額する。						
2 福祉事務所長は、災害その他特別な事由があると認めたときは、前項第1号を適用する。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 155

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例 第9条第1項
例 規 番 号	平成22年条例第13号

【根拠条文】

(利用の許可)

第9条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 町長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。
- (1) 公の秩序を乱し又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が利用を不適当と認めたとき。

【基準】

根拠条文、第3条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。

(利用対象者)

第3条 センターを利用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 美郷町に住所を有する障害児・者及びその家族
- (2) 障害者福祉の増進に協力するボランティア及び障害者福祉関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(公の施設の利用制限)

第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。

- 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

標準処理期間	20日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 157

担当部署: 住民課 人権同和対策室

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町隣保館条例 第9条第2項					
例 規 番 号	平成16年条例第120号					
【根拠条文】 (使用の許可) 第9条 隣保館は、何人でも使用する事ができ、隣保館事業以外の事業についても使用できるものとする。 2 隣保館の建物及び附属物を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を得なければならない。						
【基準】 根拠条文、第10条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限) 第10条 町長は、隣保館の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。 (1) 建物及び附属物が損傷するおそれのあるとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのあるとき。 (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めると き。 (4) 管理上支障があるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、町長が不適当と認めるとき。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 160

担当部署: 住民課 人権同和対策室

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町隣保館条例 第13条					
例 規 番 号	平成16年条例第120号					
【根拠条文】 (使用料の減免) 第13条 町長は、使用者が公用又は公益事業のため、隣保館を利用するときは、使用料を減免することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 161

担当部署: 住民課 人権同和対策室

処分の概要	使用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町隣保館条例 第14条ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第120号					
【根拠条文】						
(使用料の不還付)						
第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。						
(1) 施設の管理上特に必要があるため、町長が使用の許可を取り消したとき。						
(2) 使用者の責めに帰することができない理由により、施設を使用することができないとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 162

担当部署: 建設課

処分の概要	入居の許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町小集落改良住宅条例 第3条
例 規 番 号	平成16年条例第119号
<p>【根拠条文】</p> <p>(入居許可の申請)</p> <p>第3条 改良住宅に入居しようとする者は、小集落地区改良住宅入居申込書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合は許可を受けることができない。</p>	
<p>【基準】</p> <p>根拠条文、第5条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第5条 町長は、前条の規定により入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、同条に規定する資格のある者で次に掲げるものについて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 居住する建物又は場所が保安上危険であり、衛生上有害な状態にある住宅に居住している者 (2) 他の世帯と同居して著しく生活の不便を受けている者 <p>2 町長は、前項各号に規定する者について実情を調査し、その度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 前項の場合において、順位を定め難い者については、抽選により入居者を決定する。</p> <p>(公の施設の利用制限)</p> <p>第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用の許可をしないことができる。</p> <p>2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

美郷町 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	------------------	---------	-------

ID: 164

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町小集落改良住宅条例 第11条					
例 規 番 号	平成16年条例第119号					
【根拠条文】						
(家賃の減免又は徴収猶予)						
第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要であると認めるとときは、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。						
<ul style="list-style-type: none"> (1) 入居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者が疾病にかかったとき。 (3) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、特別な事情があるとき。 						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 166

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町小集落改良住宅条例 第14条第3項					
例 規 番 号	平成16年条例第119号					
【根拠条文】						
(督促及び延滞金の徵収)						
第14条 家賃を第10条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。						
2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。						
3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額の減免をすることができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 167

担当部署: 建設課

処分の概要	敷地の目的外使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町小集落改良住宅条例 第24条					
例 規 番 号	平成16年条例第119号					
【根拠条文】 (敷地の目的外使用) 第24条 町長は、改良住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部をその用途又は目的を妨げない限度において、別に定めるところによりその使用を許可することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 170

担当部署: 住民課 人権同和対策室

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根拠条項	美郷町小規模集会所条例 第12条第1項
例 規 番 号	平成18年条例第22号

【根拠条文】

(利用の許可)

第12条 集会所を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、集会所の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、集会所の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。

(公の施設の利用制限)

第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。

2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

担当部署: 住民課

処分の概要	出産育児一時金の支給					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町国民健康保険条例 第5条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第124号					
【根拠条文】						
(出産育児一時金)						
<p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 173

担当部署: 住民課

処分の概要	葬祭費の支給					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町国民健康保険条例 第6条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第124号					
【根拠条文】 (葬祭費) 第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、3万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、國家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることのできる場合には、行わない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 176

担当部署: 住民課

処分の概要	使用料等の徴収猶予及び減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町国民健康保険診療所条例 第7条					
例 規 番 号	平成16年条例第125号					
【根拠条文】						
(使用料等の徴収猶予及び減免)						
第7条 町長は、特別な事情があると認める者に対しては、料金等の徴収を猶予し、又は減免し、若しくは免除することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 178

担当部署: 住民課

処分の概要	手数料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町後期高齢者医療に関する条例 第7条第3項ただし書					
例 規 番 号	平成19年条例第44号					
【根拠条文】						
(督促)						
第7条 町長は、被保険者又は連帯納付義務者(以下これらを「納付義務者」という。)が保険料を納期限までに納付しない場合は、当該納付義務者に対して、納期限後20日以内に督促状を発するものとする。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。						
2 前項の督促状に指定する納期限は、その発する日から起算して10日以上を経過した日とする。						
3 第1項の規定により督促状を発したときは、1通あたり100円の督促手数料を徴収する。ただし、町長がやむを得ないと認めると認められる場合においては、当該手数料を減免し、又は免除することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 180

担当部署: 住民課

処分の概要	延滞金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町後期高齢者医療に関する条例 第8条第5項					
例 規 番 号	平成19年条例第44号					
【根拠条文】						
(延滞金)						
第8条 納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。						
2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。						
3 前2項の規定により延滞金額を算定する場合において、その基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその納付金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、これを切り捨てるものとする。						
4 延滞金額に100円未満の端数が生じるとき、又はその延滞金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、これを切り捨てるものとする。						
5 町長は、納付義務者が保険料を納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の規定にかかわらず、延滞金を減額し、又は免除することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 183

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	手数料等の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町君谷診療所条例 第9条					
例 規 番 号	平成16年条例第127号					
【根拠条文】 (一部負担金及び手数料の減免) 第9条 町長は、災害又は貧困等の理由により一部負担金又は手数料の納付が経済的に特に困難であると認められる者に対しては、これを減免することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 185

担当部署: 住民課

処分の概要	許可証の再交付					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する規則 第14条第1項					
例 規 番 号	平成18年規則第22号					
【根拠条文】						
(許可証の再交付申請)						
第14条 墓地等の経営者は、許可証を失い、又は破損した場合には、様式第9号による申請書を町長に提出し、その再交付を受けなければならない。						
2 前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失った許可証を発見したときは、これを10日以内に町長に返納しなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 186

担当部署: 住民課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町・川本町斎場条例 第5条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第133号					
【根拠条文】 (使用許可) 第5条 斎場を使用しようとする者は、町長に申請して許可を受けなければならない。 2 火葬に付されるものが、美郷町・川本町の住民でないときは、町長において支障がないと認める場合に限りこれを許可することができる。						
【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 188

担当部署: 住民課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町・川本町斎場条例 第8条					
例 規 番 号	平成16年条例第133号					
【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 町長は、美郷町・川本町の住民で、特別の理由によりその必要があると認める者に対しては、使用料の一部又は全部を免除することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 189

担当部署: 住民課

処分の概要	使用料の返還承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町・川本町斎場条例 第9条					
例 規 番 号	平成16年条例第133号					
【根拠条文】 (使用料の返還) 第9条 既納の使用料は、町長において特別の理由があると認める場合のほか返還しない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 190

担当部署: 住民課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町大和斎場条例 第5条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第132号					
【根拠条文】 (使用許可) 第5条 斎場を使用しようとする者は、町長に申請して許可を受けなければならない。 2 火葬に付されるものが、美郷町の住民でないときは、町長において支障がないと認める場合に限りこれを許可することができる。						
【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 192

担当部署: 住民課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町大和斎場条例 第8条					
例 規 番 号	平成16年条例第132号					
【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 町長は、美郷町の住民で、特別の理由によりその必要があると認める者に対しては、使用料の一部又は全部を免除することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 193

担当部署: 住民課

処分の概要	使用料の返還承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町大和斎場条例 第9条					
例 規 番 号	平成16年条例第132号					
【根拠条文】 (使用料の返還) 第9条 既納の使用料は、町長において特別の理由があると認める場合のほか返還しない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 195

担当部署: 住民課

処分の概要	永代使用料の返還承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町墓地公園条例 第8条第3項ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第131号					
【根拠条文】						
(永代使用料)						
第8条 前条第1項の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、永代使用料を町長が定める日までに納付しなければならない。						
2 前項の永代使用料の額は、1区画につき25万円とする。						
3 既納の永代使用料は、返還しない。ただし、町長が特別な事由があると認めたときは、その一部を返還することができる。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町墓地公園条例施行規則第8条の規定による。						
(永代使用料の還付)						
第8条 条例第8条第3項に規定する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。						
(1) 使用者が、使用許可を受けた日から町長が別に定める期間内に墓所の全部を使用することなく使用を取りやめたとき。						
(2) 前号に掲げる場合のほか、町長が特別の事由があると認めたとき。						
2 前項の規定により、既納永代使用料の還付を受けようとする者は、永代使用料還付請求書(様式第5号)に許可書を添えて、町長に請求しなければならない。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 196

担当部署: 住民課

処分の概要	使用権承継の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町墓地公園条例 第12条					
例 規 番 号	平成16年条例第131号					
【根拠条文】 (使用権の承継) 第12条 墓所の使用権は、相続人又は親族等で祖先の祭祀(し)を主宰する者が承継する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 198

担当部署: 住民課

処分の概要	許可書の再交付					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町墓地公園条例施行規則 第12条第1項					
例 規 番 号	平成16年規則第91号					
【根拠条文】						
(許可書の再交付)						
第12条 使用者は、許可書を汚損し、又は亡失したときは、速やかに町長に届け出て、許可書の再交付を受けなければならない。						
2 前項の規定により、許可書の再交付を受けようとする者は、墓所使用許可書再交付申請書(様式第8号)により町長に申請しなければならない。ただし、汚損によるときは、その汚損した許可書を当該申請書に添えなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 200

担当部署: 産業振興課

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農村活性化施設条例 第12条第1項
例 規 番 号	平成18年条例第25号

【根拠条文】

(利用の許可)

第12条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。

(公の施設の利用制限)

第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。

2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

標準処理期間	10日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 202

担当部署: 産業振興課

処分の概要	行為の許可及び変更許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町蟠龍峡農村公園設置及び管理に関する条例 第5条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第138号					
【根拠条文】						
(許可事項)						
第5条 公園内において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。						
<ol style="list-style-type: none"> (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 (2) 立竹木を伐採すること。 (3) 鉱物を掘削し、又は土石を採取すること。 (4) 敷地を占用し、又は開拓しその他土地の形状を変更すること。 (5) 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 (6) 河川等の流水を占用し、又は水面を埋め立て、若しくは干拓すること。 (7) 構築物又はこれに類するものの色彩を変更すること。 						
2 前項の許可には、公園の風致を保護するために必要な限度において条件を付することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 204

担当部署: 住民課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町生活改善センター条例 第5条					
例 規 番 号	平成16年条例第137号					
【根拠条文】 (使用の許可) 第5条 使用者は、町長が別に定める使用申請書を提出し、許可を受けなければならない。						
【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	10日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 207

担当部署: 住民課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町生活改善センター条例 第7条後段					
例 規 番 号	平成16年条例第137号					
【根拠条文】 (使用料) 第7条 施設の使用料は、生活改善センター使用料表(別表)に定めるところにより、納入するものとする。使用者が公益事業のため、施設を使用するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。						
【基準】 根拠条文及び美郷町生活改善センター条例施行規則第6条 (使用料の減免) 第6条 条例7条の規定による使用料の減免は、おおむね次の各号に定めるところによる。 (1) 町、公共団体又はこれに準ずる団体及び町の共催で行う会合又は行事に使用するとき。 (2) 町の後援で行う会合又は行事に使用するとき。 (3) その他町長が認めたとき。						
標準処理期間	10日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 208

担当部署: 山くじらブランド推進課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町邑智食肉処理加工施設条例 第3条第1項					
例 規 番 号	平成18年条例第28号					
【根拠条文】						
(使用の許可)						
第3条 施設を使用しようとするものは、町長の許可を受けなければならない。						
2 町長は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。						
(1) 使用が施設の設置目的に反するとき。						
(2) 町長の指示に従わないとき。						
(3) 公益を害すると認められるとき。						
(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。						
3 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条に同じ。						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	14日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 211

担当部署: 山くじらブランド推進課

処分の概要	使用料金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町邑智食肉処理加工施設条例 第5条第2項					
例 規 番 号	平成18年条例第28号					
【根拠条文】 (使用料金) 第5条 使用者は、施設の使用料金を別表に定めるところにより、納入しなければならない。 2 町長は、特別な事情があると認める場合、使用料金を減額し、又は免除することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	14日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 213

担当部署: 産業振興課

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町大和農林水産物処理加工施設条例 第11条第1項
例 規 番 号	平成18年条例第27号

【根拠条文】

(利用の許可)

第11条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。

(公の施設の利用制限)

第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。

2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業生産主要拠点施設条例 第3条第1項					
例 規 番 号	平成18年条例第30号					
【根拠条文】						
(使用の許可)						
第3条 施設を使用しようとする者は、別に定める使用申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。						
2 町長は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。						
(1) 使用が施設の設置目的に反するとき。						
(2) 町長の指示に従わないとき。						
(3) 公益を害すると認めるとき。						
(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。						
3 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することが出来る。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	14日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 217

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業生産施設条例 第5条		
例 規 番 号	平成16年条例第148号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可) 第5条 使用者は、別に町長が定める使用申請書を提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 220

担当部署: 産業振興課

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農林産物等直売所条例 第13条第1項
例 規 番 号	平成22年条例第17号

【根拠条文】

(利用の許可)

第13条 直売所を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、直売所の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、直売所の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。

(公の施設の利用制限)

第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。

2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 224

担当部署: 山くじらブランド推進課

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町林業活性化施設条例 第12条第1項
例 規 番 号	平成18年条例第31号

【根拠条文】

(利用の許可)

第12条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。

(公の施設の利用制限)

第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。

2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。

標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日

ID: 226

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町靈芝加工施設設置及び管理に関する条例 第5条					
例 規 番 号	平成16年条例第152号					
【根拠条文】						
(使用の許可)						
第5条 使用者は、町長が別に定める使用申請書を提出し、許可を受けなければならない。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	14日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 229

担当部署: 産業振興課

処分の概要	利用の許可及び変更許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町希少林産物等展示販売施設設置及び管理に関する条例 第13条第1項					
例 規 番 号	平成17年条例第46号					
【根拠条文】						
(利用の許可)						
第13条 販売施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。						
2 指定管理者は、販売施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げる場合のほか、販売施設の管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	14日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 232

担当部署: 建設課

処分の概要	林道工事の承認及び変更承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町林道維持管理条例 第11条第1項及び第2項					
例 規 番 号	平成16年条例第151号					
【根拠条文】						
(林道工事の承認等)						
第11条 林道に関する工事又は林道の維持(以下「林道工事」という。)の承認を受けようとする者は、林道工事承認申請書に次に掲げる付属書類を添付して、管理者に提出しなければならない。						
<p>(1) 林道工事に係る事業計画の概要説明書</p> <p>(2) 林道工事の施行の場所の位置図又は見取図、平面図、求積図、縦断図、横断図及び施設又は工作物の構造図</p> <p>(3) 林道工事の実施に関する設計図書</p> <p>(4) 林道工事の施行の場所の現況写真</p> <p>(5) 林道工事に関し他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書類</p> <p>(6) 林道工事に関し利害関係を有する第三者があるときは、その者の同意書又は承諾書</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類</p>						
2 林道工事の承認を受けた者(以下「林道工事施行者」という。)が、当該承認に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。						
3 前項の承認を受けようとする者は、林道工事変更承認申請書に、第1項各号に掲げる付属書類のうち変更の事項に關係のあるものを添付して、管理者に提出しなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 233

担当部署: 建設課

処分の概要	林道の占用許可及び変更許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町林道維持管理条例 第13条第1項及び第2項					
例 規 番 号	平成16年条例第151号					
【根拠条文】						
(林道の占用許可の申請等)						
第13条 林道の占用許可を受けようとする者は、林道用地占用許可申請書に次に掲げる付属書類を添付して、管理者に提出しなければならない。						
(1) 林道占用に係る事業計画の概要説明書						
(2) 林道の占用場所の位置図又は見取図、平面図、求積図、縦断図、横断図及び林道を占用しようとする工作物、物件又は施設の構造図						
(3) 工事の実施及び道路の復旧に関する設計図書						
(4) 林道占用場所の現況写真						
(5) 林道占用に関し他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面						
(6) 林道占用に関し利害関係を有する第三者があるときは、その者の同意書又は承諾書						
(7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類						
2 林道占用の許可を受けた者(以下「林道占用者」という。)が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、林道用地占用変更許可申請書に前項各号に掲げる付属書類のうち変更の事項に關係するものを添付して、管理者に提出しなければならない。						
3 林道占用者は、占用期間満了後引き続き林道を占用しようとするときは、占用期間満了日の1箇月前までに林道用地占用更新許可申請書を管理者に提出し、許可を受けなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 234

担当部署: 建設課

処分の概要	占用更新の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町林道維持管理条例 第13条第3項					
例 規 番 号	平成16年条例第151号					
【根拠条文】						
(林道の占用許可の申請等)						
第13条 林道の占用許可を受けようとする者は、林道用地占用許可申請書に次に掲げる付属書類を添付して、管理者に提出しなければならない。						
(1) 林道占用に係る事業計画の概要説明書						
(2) 林道の占用場所の位置図又は見取図、平面図、求積図、縦断図、横断図及び林道を占用しようとする工作物、物件又は施設の構造図						
(3) 工事の実施及び道路の復旧に関する設計図書						
(4) 林道占用場所の現況写真						
(5) 林道占用に関し他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面						
(6) 林道占用に関し利害関係を有する第三者があるときは、その者の同意書又は承諾書						
(7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類						
2 林道占用の許可を受けた者(以下「林道占用者」という。)が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、林道用地占用変更許可申請書に前項各号に掲げる付属書類のうち変更の事項に關係するものを添付して、管理者に提出しなければならない。						
3 林道占用者は、占用期間満了後引き続き林道を占用しようとするときは、占用期間満了日の1箇月前までに林道用地占用更新許可申請書を管理者に提出し、許可を受けなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 236

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町林道維持管理条例 第15条					
例 規 番 号	平成16年条例第151号					
【根拠条文】 (占用料の減免) 第15条 管理者は、占用料徴収条例第3条の規定を準用して占用料の全部又は一部を免除することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 237

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町林道維持管理条例 第16条					
例 規 番 号	平成16年条例第151号					
【根拠条文】 (占用料の徴収及び還付) 第16条 占用料の徴収方法及び還付は、占用料徴収条例第4条から第6条までの規定を準用する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 238

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町水産業施設設置及び管理に関する条例 第5条					
例 規 番 号	平成16年条例第157号					
【根拠条文】						
(使用の許可)						
第5条 使用者は、町長が別に定める使用申請書を提出し、許可を受けなければならない。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	14日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 240

担当部署: 産業振興課

処分の概要	雇用開発事業の指定					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町雇用開発促進条例 第6条第2項					
例 規 番 号	平成16年条例第158号					
【根拠条文】						
(指定の申請)						
第6条 この条例による助成を受けようとするものは、施設の新設等を着手する前に、施設の新設等の開始予定年月日、完了予定年月日、事業の計画等を定め、申請を行う日における雇用者名簿を添えて、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。						
2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その計画内容が前条の規定に該当し、雇用の拡大と定住促進に寄与するものと認めるときは、その施設の新設等の事業計画を雇用開発事業として指定するものとする。						
3 町長は、前項の指定について必要があると認めるときは、その指定に際して条件を付することができる。						
【基準】						
根拠条文及び第5条の規定による。						
(対象)						
第5条 この条例による助成の対象は、次の各号に該当する指定施設等の新設又は増設(以下「施設の新設等」という。)で、雇用の拡大等による人口の定住に寄与し、かつ、公害を防止するための適切な措置が講じられた施設の新設等を行うものとする。						
(1) 施設の新設等に伴い、規則で定める算定方法による増加雇用者等が新設にあっては7人、増設にあっては2人(賃貸住宅施設にあっては新設、増設共に4世帯)以上であるもの						
(2) 施設の新設等に要した投下固定資産総額が租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の13第2項に規定する額以上であるもの						
(3) 施設の新設等が雇用開発事業の指定のあった日から3年(事業の規模が大きく、雇用予定者が多い施設の新設等にあって、町長が承認するものは5年とすることができる。)以内に完了するもの						
2 前項の規定にかかわらず、当該施設の新設等が美郷町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成16年美郷町条例第59号)の規定により、固定資産税の課税免除がなされることとなる場合は、対象としない。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 241

担当部署: 産業振興課

処分の概要	計画の変更の指定					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町雇用開発促進条例 第7条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第158号					
【根拠条文】						
(計画の変更)						
第7条 前条第2項の規定により、施設の新設等の事業計画を雇用開発事業として指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、その指定を受けた計画を変更しようとするときは、速やかに町長に対して変更指定申請書を提出しなければならない。						
2 町長は、前項の変更指定申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めるときは、前条第2項及び第3項の規定に準じて、変更後の施設の新設等の事業計画を雇用開発事業として指定するものとする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 243

担当部署: 産業振興課

処分の概要	地位の承継の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町雇用開発促進条例 第11条第2項					
例 規 番 号	平成16年条例第158号					
【根拠条文】 (地位の承継) 第11条 指定事業者の地位は、合併、相続その他特別の理由がある場合に承継することができる。 2 前項の承継人は、規則で定めるところにより、町長にその旨を申請しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 245

担当部署: 企画推進課

処分の概要	利用の承認及び変更承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町観光船条例 第13条第1項					
例 規 番 号	平成19年条例第36号					
【根拠条文】						
(利用の手続)						
第13条 観光船を利用しようとする者は、指定管理者に利用申込みをしなければならない。申込み内容を変更しようとするときも同様とする。						
2 指定管理者は、観光船の利用が次の各号のいずれかに該当したときは、前項の利用を拒否することができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 本施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げる場合のほか、本施設の管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。						
(公の施設の利用制限)						
第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。						
2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	1日					
備考	指定管理					
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 247

担当部署: 建設課

処分の概要	権利譲渡の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町道路管理規則 第11条第1項					
例 規 番 号	平成16年規則第108号					
【根拠条文】 (権利譲渡の制限) 第11条 道路占用者は、町長の承認を受けなければその権利を他人に譲渡してはならない。 2 前項の承認を受けようとするときは、当事者は、道路占用権利譲渡承認申請書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 248

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町道路占用料徴収条例 第3条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第161号					
【根拠条文】						
(占用料の減免)						
第3条 町長は、道路の占用が次の各号のいずれかに該当する場合においては、占用料の全部又は一部を免除することができる。						
(1) 公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため道路を占用するとき。						
(2) 恒例による祭典、縁日、売出等に際し臨時に道路を占用するとき。						
(3) 道路に出入りするための通路等を設け、又は排水施設を設けるため道路を占用するとき。						
(4) その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが極めて少ないと認められるとき。						
2 前項の規定による占用料の免除の規準は、町長が別に定める。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町道路管理規則第6条の規定による。						
(占用料の免除)						
第6条 条例第3条第2項の規定による占用料の免除の規準は、占用料免除基準表(別表)のとおりとする。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 249

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の還付承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町道路占用料徴収条例 第5条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第161号					
【根拠条文】						
(占用料の還付)						
第5条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものであってその事実が生じた日から6箇月以内に道路占用者から占用料還付の請求があった場合には、この限りでない。						
(1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。 (2) 天災その他の事由により道路の占用ができなくなったとき。						
2 前項ただし書の規定により、道路占用者に還付する占用料は、当該占用料の総額からその事実が発生した日までの期間の占用料に相当する額を控除した額とする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 251

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町普通河川道路等管理条例 第4条					
例 規 番 号	平成16年条例第160号					
【根拠条文】						
(行為の制限)						
第4条 何人も河川道路に關し町長の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。						
(1) 土石及び砂れきを堆積すること並びにその他これに類する行為をすること。						
(2) しゅんせつ、掘さく又は盛土等の工事その他これに類する行為をすること。						
(3) 河川道路の敷地若しくはその上下において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。						
(4) 河川の水流、水面又は河川道路の敷地を占用すること。						
(5) 河川の流水を停滞し、又は引用すること。						
(6) 河川の土石、砂れき、竹木又はその他の生産物を採取すること。						
(7) 工場及び事業所の廃液若しくは廃物を流入させること。						
(8) 前各号に掲げるもののほか、河川の清潔、方向、幅員及び深浅に著しく影響を及ぼすおそれのある行為をすること。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町普通河川道路等管理条例施行規則第2条の規定による。						
(行為の制限の例外)						
第2条 条例第4条に規定する行為のうち、次に定めるものについては、別の手続を用いずに、あらかじめ町長の許可を受けたものとする。						
(1) 慣行により水利権を有する場合の従前の程度の取水又は条例第4条の許可を受けてする取水若しくはこれらの排水に係る機能を維持する目的で行う条例第4条第1号、第2号、第4号、第5号及び第8号の行為						
(2) 河川の流量不足の箇所の改善を図るために維持工事に類する条例第4条第1号から第3号まで及び第5号並びに第6号の行為						
(3) 草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持工事						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 252

担当部署: 建設課

処分の概要	許可事項の変更の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町普通河川道路等管理条例 第7条					
例 規 番 号	平成16年条例第160号					
【根拠条文】 (許可事項の変更) 第7条 第4条の規定による許可を受けた者が、前条に掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめその理由を付して町長の許可を受けなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 255

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町普通河川道路等管理条例 第13条					
例 規 番 号	平成16年条例第160号					
【根拠条文】						
(占用料の減免)						
第13条 町長は、占用が次に掲げる場合においては、占用料の一部又は全部を免除することができる。						
(1) 地方公共団体が河川道路を公用又は公共の用に供するとき。 (2) 地方公共団体が当該河川道路を保全するため占用するとき。 (3) 前2号のほか、町長が特に必要と認めるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 257

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町吾郷地区水防災対策特定河川事業基本外事業分担金徴収条例 第6条					
例 規 番 号	平成18年条例第32号					
【根拠条文】						
(分担金の減免)						
第6条 事業に充てる目的をもって土地その他の物件を寄附した者に対しては、町長はその相当額に応じて分担金を減免することができる。						
2 前項に定める場合を除くほか、町長は、災害その他の理由により特に必要と認めるとときは、分担金を減免することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 258

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町潮谷川親水公園設置及び管理に関する条例 第3条ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第163号					
【根拠条文】						
(行為の制限)						
第3条 公園において、次の掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が管理のため必要がある場合又は町長の許可を受けた場合は、この限りでない。						
(1) 公園を破損し、又は汚損すること。 (2) 土地の形質を変更すること。 (3) 竹林を伐採し、又は植物を採集すること。 (4) はり紙や広告物を表示すること。 (5) 車両等を町長が指定する場所以外に乗り入れ、又は止めておくこと。 (6) ごみ、その他の汚物を捨てること。 (7) 指定された場所以外で焚き火をしたり、火気を使用すること。 (8) 営業、募金その他これらに類する行為をすること。 (9) その他公園をその用途以外に使用すること。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 259

担当部署: 建設課

処分の概要	使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町潮谷川親水公園設置及び管理に関する条例 第4条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第163号					
【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 営業を目的として公園を使用する者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。						
【基準】 根拠条文、第5条及び美郷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の制限) 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるべき。 (3) 施設及び施設を損壊するおそれがあると認められるとき。 (4) 管理上支障があると認めるととき。 (公の施設の利用制限) 第7条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「町長等」という。)は、町が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。次項において「公の施設」という。)の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。 2 町長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 260

担当部署: 建設課

処分の概要	入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町町営住宅条例 第8条第2項
例 規 番 号	平成16年条例第165号

【根拠条文】

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を町営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。
- 3 町長は、借上げに係る町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該町営住宅の借上げの期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

【基準】

根拠条文、第6条、第7条及び第9条の規定による。

(入居者の資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては、第2号、第3号及び第5号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者にあっては、第3号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする者(以下この条において「同居者等」という。)がある場合において、当該同居者等が、入居者の介護を行なう者、事実上の親族関係と同様の事情にある者その他同居することについて必要があると町長が認める者であること。

(2) その者の収入がアからオに掲げる場合に応じ、それぞれアからオに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者及び同居者が障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度である場合 214,000円

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの、又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 214,000円

エ 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合 214,000円

オ アからエに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) 町内に居住しているか、又は町内に勤務先を有すること。
 - (5) その者又は同居者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 前条第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあっては、同条第2号及び第3号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
 - (4) 適当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者
(自己の責めに帰すべき事由による場合を除く。)
 - (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
 - (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 町長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。
- 3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定する。
- 4 町長は、第1項各号のいずれかに該当する者で次に掲げるものについては、前2項の規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。
- (1) 第5条各号に掲げる事由に係る者
 - (2) 20歳未満の子を扶養している者で配偶者のないもの
 - (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者のうち、町長が定める要件を備えているもの
 - (4) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (5) 炭鉱離職者
 - (6) 老人又は心身障害者で町長が定める要件を備えているもの
 - (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (8) 町長が定める基準に該当する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているもの

標準処理期間	30日
---------------	-----

備考

設定年月日	平成28年6月30日	最終変更年月日	年 月 日
-------	------------	---------	-------

ID: 261

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予					
例 規 名 根拠条項	美郷町町営住宅条例 第16条(第31条第3項、第33条第3項及び第54条において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	平成16年条例第165号					
【根拠条文】						
(家賃の減免又は徴収猶予)						
第16条 町長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。						
<ul style="list-style-type: none"> (1) 入居者又は同居者の収入が著しく減少したとき。 (2) 入居者又は同居者が疾病にかかり著しい出費を要したとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。 						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 264

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の減免					
例 規 名 根拠条項	美郷町町営住宅条例 第18条第3項(第31条第3項、第33条第3項、第46条及び第54条において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	平成16年条例第165号					
【根拠条文】						
(督促及び延滞金の徵収)						
第18条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。						
2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。						
3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減減し、又は免除することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 267

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町町営住宅条例 第43条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第165号					
【根拠条文】						
(使用許可)						
第43条 町長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。						
2 町長は、前項の許可に条件を付すことができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 270

担当部署: 建設課

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅としての使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町町営住宅条例 第50条					
例 規 番 号	平成16年条例第165号					
【根拠条文】						
(使用許可)						
第50条 町長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により町営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該町営住宅をこれらの者に使用させることができる。						
【基準】						
根拠条文及び第52条の規定による。						
(入居者資格)						
第52条 第50条の規定により、町営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の条件を具備する者でなければならない。						
(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。次号において「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。)第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの						
(2) 特定優良賃貸住宅法施行規則第7条各号に定めるもの						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 272

担当部署: 建設課

処分の概要	敷地の目的外使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町町営住宅条例 第57条					
例 規 番 号	平成16年条例第165号					
【根拠条文】 (敷地の目的外使用) 第57条 町長は、町営住宅等の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、別に定めるところによりその使用を許可することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 274

担当部署: 建設課

処分の概要	入居の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町定住促進住宅条例 第6条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第166号					
【根拠条文】						
(入居許可の申請)						
第6条 前条に規定する入居資格のある者で定住促進住宅に入居しようとするものは、入居申込書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。						
2 町長は前項の規定により、入居の申込みをした者を定住促進住宅の入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に通知するものとする。						
【基準】						
根拠条文、第5条及び第7条の規定による。						
(入居者の資格)						
第5条 定住促進住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。						
(1) 5年以上の定住を目的とする者であること。						
(2) 町内に住所を有すること。						
(3) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。						
(入居者の選考)						
第7条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき定住促進の戸数を超える場合の入居者の選考は、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ行うものとする。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 275

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町定住促進住宅条例 第12条					
例 規 番 号	平成16年条例第166号					
【根拠条文】						
(家賃の減免又は徴収猶予)						
第12条 町長は、入居後次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、町長が定める基準により当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。						
<ol style="list-style-type: none"> (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が疾病にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しく損害を受けたとき。 (4) 前3号に準ずる特別の事情があるとき。 						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 278

担当部署: 建設課

処分の概要	敷地の目的外使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町定住促進住宅条例 第30条					
例 規 番 号	平成16年条例第166号					
【根拠条文】 (敷地の目的外使用) 第30条 町長は、定住促進住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、別に定めるところによりその使用を許可することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 280

担当部署: 建設課

処分の概要	入居の決定					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町借上型町営住宅条例 第7条第2項					
例 規 番 号	平成16年条例第169号					
【根拠条文】						
(入居者の選定)						
第7条 町長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき当該住宅の戸数を超える場合は、抽選その他公正な方法により入居者を選定する。この場合第5条第1号に該当する者及び第2号に該当する者は、第3号に該当する者に優先する。						
2 町長は、前項の規定により入居者を決定したときは、その旨を入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。						
3 第5条第3号に該当する者が入居決定者となった場合、入居後、同条第1号又は第2号の資格を有する者が入居の申込みを希望したときは退居するという条件を付す。ただし、町長の承認を得た場合は、この限りでない。						
【基準】						
根拠条文及び第5条の規定による。						
(入居者の資格)						
第5条 当該住宅の入居者の資格は、次に掲げる者とする。						
(1) 美郷町へのU・J・Iターン等、定住のために住居を求めている者で、美郷町特定公共賃貸住宅条例第5条に掲げる資格を有する者						
(2) 美郷町へのU・J・Iターン等、定住のために住居を求めている者で、同居親族のない者にあっては、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第26条第5項に該当するもの						
(3) 美郷町特定公共賃貸住宅条例第5条及び特定優良賃貸住宅の供給に関する法律施行規則第26条第5項に該当する者で町長が認めたもの						
(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 281

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町借上型町営住宅条例 第10条					
例 規 番 号	平成16年条例第169号					
【根拠条文】						
(家賃の減免又は徴収猶予)						
第10条 町長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、町長が定める減免基準により当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。						
(1) 入居者(同居親族を含む。以下この条において同じ。)の収入が著しく減少したとき。 (2) 入居者が疾病にかかり著しく出費を要したとき。 (3) 入居者が災害により著しく損害を受けたとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 284

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町借上型町営住宅条例 第14条第3項					
例 規 番 号	平成16年条例第169号					
【根拠条文】						
(督促及び延滞金の徵収)						
第14条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。						
2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。						
3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減減し、又は免除することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 286

担当部署: 建設課

処分の概要	入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町特定公共賃貸住宅条例 第7条第2項
例 規 番 号	平成16年条例第167号

【根拠条文】

(入居者の選定)

第7条 町長は、入居の申込みをした者の数が、入居させるべき賃貸住宅の戸数を超える場合は、抽選その他公正な方法により入居者を選定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により入居者を決定したときは、その旨を入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

【基準】

根拠条文、第5条及び美郷町特定公共賃貸住宅条例施行規則第2条の規定による。

(入居者の資格)

第5条 賃貸住宅の入居者の資格は、次に掲げる者とする。

- (1) 入居の申込みをした日において、所得が施行規則第6条に規定する基準を満たす者たち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)があるもの
- (2) 入居の申込みをした日において、所得が施行規則第7条第1号に規定する額の者のうち、同居親族があるもの
- (3) 施行規則第7条第2号に該当する者
- (4) 施行規則第26条第4号に該当すると町長が認めた者
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(単身入居者の資格)

第2条 条例第5条第4号に規定する町長の認める基準は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町の振興を図るため、都市部からのUターン、Jターン、Iターン等による単身者で所得の上昇が見込まれるもの
- (2) 人口の流出を抑制するため入居させることを適當と町長が認めた者

標準処理期間	30日
--------	-----

備考

設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	------------------	---------	-------

ID: 287

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町特定公共賃貸住宅条例 第11条					
例 規 番 号	平成16年条例第167号					
【根拠条文】						
(家賃の減免又は徴収猶予)						
第11条 町長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定める減免基準により当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。						
(1) 入居者(同居親族を含む。以下この条において同じ。)の所得が著しく減少したとき。						
(2) 入居者が疾病にかかり著しく出費を要したとき。						
(3) 入居者が災害により著しく損害を受けたとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 290

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町特定公共賃貸住宅条例 第16条第3項					
例 規 番 号	平成16年条例第167号					
【根拠条文】						
(督促及び延滞金の徵収)						
第16条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。						
2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。						
3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減減し、又は免除することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 291

担当部署: 建設課

処分の概要	敷地の目的外使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町特定公共賃貸住宅条例 第31条					
例 規 番 号	平成16年条例第167号					
【根拠条文】 (敷地の目的外使用) 第31条 町長は、特定公共賃貸住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、別に定めるところによりその使用を許可することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 293

担当部署: 美郷暮らし推進課

処分の概要	入居の決定					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町U I ターン者定住支援住宅条例 第9条第2項					
例 規 番 号	平成18年条例第80号					
【根拠条文】						
(入居の申込み)						
第9条 住宅に入居しようとする者は、町長に申込みしなければならない。						
2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者に対し通知する。						
【基準】						
根拠条文及び第8条の規定による。						
(入居者の資格)						
第8条 住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。						
(1) 住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記載されるものをいう。)を美郷町外から美郷町に移し、住宅の入居期間満了後も美郷町に居住しようとする意志のある者						
(2) 定住促進のため町長が特に入居を必要と認めた者						
(3) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 295

担当部署: 美郷暮らし推進課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町U I ターン者定住支援住宅条例 第13条第4項					
例 規 番 号	平成18年条例第80号					
【根拠条文】						
(家賃の納付)						
第13条 入居者は、入居開始日から当該入居者が住宅を明け渡す日までの間の家賃を納付しなければならない。						
2 入居者は、毎月末日(日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は1月2日若しくは1月3日に当たるときは、その翌日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。						
3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。						
4 町長が特に必要と認めたときは、家賃を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができるものとする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 297

担当部署: 美郷暮らし推進課

処分の概要	延滞金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町U I ターン者定住支援住宅条例 第14条第3項					
例 規 番 号	平成18年条例第80号					
【根拠条文】						
(督促及び延滞金の徵収)						
第14条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。						
2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14. 6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。						
3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 298

担当部署: 美郷暮らし推進課

処分の概要	入居の決定					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町若者定住住宅条例 第8条第1項					
例 規 番 号	平成20年条例第17号					
【根拠条文】						
(入居の選考及び決定)						
第8条 町長は、定住住宅に入居申し込みをした者のうちから、審査委員会の審査に基づき、定住する意思の度合いの高さ等による若者定住促進に適する判定基準により入居者を決定する。						
2 前項の場合において、入居者を決めがたい場合は、公開抽選により入居者を決定する。						
3 第1項に規定する判定基準は、審査委員会の意見を聴いて定める。						
4 町長は、第1項又は第2項の規定により入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。						
【基準】						
根拠条文及び第5条の規定による。						
(入居者の資格)						
第5条 定住住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を満たさなければならぬ。						
(1) 美郷町に住民登録のある者又は住民登録することを確約できる者						
(2) 入居対象年齢は、原則として40歳までの夫婦で、同居の親族のなかに小学生以下の子どもがいること。						
(3) 入居希望者又は同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。						
(4) 地方税等を滞納していない者						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	平成 30 年 12 月 31 日			

ID: 299

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町若者定住住宅条例 第15条					
例 規 番 号	平成20年条例第17号					
【根拠条文】						
(家賃の減免又は徴収猶予)						
第15条 町長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、定住住宅の家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、町長が定める基準により当該家賃の減額若しくは免除又は猶予をすることができる。						
(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額になったとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 302

担当部署: 建設課

処分の概要	延滞金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町若者定住住宅条例 第17条第3項					
例 規 番 号	平成20年条例第17号					
【根拠条文】						
(督促及び延滞金の徵収)						
第17条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。						
2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。						
3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 303

担当部署: 建設課

処分の概要	敷地の目的外使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町若者定住住宅条例 第28条					
例 規 番 号	平成20年条例第17号					
【根拠条文】						
(敷地の目的外使用)						
第28条 町長は、定住住宅又は共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則で定めるところによりその使用を許可することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 305

担当部署: 建設課

処分の概要	給水装置の新設等の承認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易水道事業給水条例 第5条					
例 規 番 号	平成16年条例第173号					
【根拠条文】 (給水装置の新設等の申込み) 第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとするものは、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 307

担当部署: 建設課

処分の概要	設計審査及び工事検査					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易水道事業給水条例 第8条第2項					
例 規 番 号	平成16年条例第173号					
【根拠条文】						
(工事の施行)						
第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。						
2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。						
3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 308

担当部署: 建設課

処分の概要	消火栓の使用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易水道事業給水条例 第20条第1項ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第173号					
【根拠条文】 (消火栓の使用) 第20条 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。ただし、町長の許可を得た場合は、この限りでない。 2 消火栓を消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会いを要する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 311

担当部署: 建設課

処分の概要	料金、手数料等の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易水道事業給水条例 第31条					
例 規 番 号	平成16年条例第173号					
【根拠条文】						
(料金、手数料等の軽減又は免除)						
第31条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。						
【基準】						
根拠条文及び美郷町簡易水道事業給水条例施行規則第23条の規定による。						
(料金等の軽減又は免除)						
第23条 条例第31条の規定により軽減又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち町長が認めたものに対して行う。						
(1) 災害その他の理由により料金等の納付が困難である者						
(2) 不可抗力による漏水に起因するもの						
(3) 町長が公益上その他特別の理由があると認めたもの						
2 前項の規定により料金等の軽減又は免除の申請は、水道事業納付金減免申請書(様式第9号)の提出をもって行う。						
3 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに調査の上、軽減又は免除の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 314

担当部署: 建設課

処分の概要	指定工事業者の指定
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町指定給水装置工事事業者規程 第4条第1項
例 規 番 号	平成16年告示第121号

【根拠条文】

(指定の申請)

- 第4条 条例第8条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- 2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる事項を掲載し、町長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
 - (2) 条例第2条に定める給水区域において、給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第11条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
 - (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - (4) 事業の範囲
- 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。
- (1) 次条第1項第3号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- 4 前項第1号に規定する書類は、誓約書(様式第2号)によるものとする

【基準】

根拠条文及び第5条の規定による。

(指定の基準)

- 第5条 町長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。
- (1) 事業所ごとに第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこぎりその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - ウ 第7条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の

理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当するものがある者

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 318

担当部署: 建設課

処分の概要	給水の許可及び変更等許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易給水施設条例 第11条第1項					
例 規 番 号	平成18年条例第35号					
【根拠条文】						
(給水の許可)						
第11条 施設から給水を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするとき、給水を中止するときも、同様とする。						
2 指定管理者は、その給水が次のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。						
(1) 施設の能力を逸脱する給水装置(需要者に水を供給するため配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。以下同じ。)を接続しようとするとき。						
(2) 前号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。						
3 指定管理者は町長の承認を得て、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に定める基準に適合する給水装置の接続その他管理上必要な事項の条件を付して許可することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 321

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収猶予又は減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町簡易水道等布設事業分担金徴収条例 第5条					
例 規 番 号	平成16年条例第171号					
【根拠条文】 (徴収の猶予又は減免) 第5条 町長は、受益者が特別な事情により分担金の納入が困難と認めたときは、徴収の猶予又は減免することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 322

担当部署: 建設課

処分の概要	排水設備設置の延期の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道条例 第4条ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第174号					
【根拠条文】 (排水設備の設置義務) 第4条 排水設備設置義務者は、公共下水道の供用が開始された日から3年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、特別な理由により町長の許可を受けた場合は、この期間を延長することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 323

担当部署: 建設課

処分の概要	排水設備の計画の確認及び変更確認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道条例 第6条					
例 規 番 号	平成16年条例第174号					
【根拠条文】						
(排水設備の計画の確認)						
第6条 排水設備の新設等(規則で定める軽微な修繕工事を除く。以下同じ。)を行おうとするものは、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則の定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。						
2 前項の申請書及びこれに添付する書類の記載事項を変更しようとするときも、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、町長の確認を受けなければならない。ただし、軽微な変更にあっては、事前にその旨を届け出ることをもって足りる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 326

担当部署: 建設課

処分の概要	占用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道条例 第23条					
例 規 番 号	平成16年条例第174号					
【根拠条文】 (占用) 第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 329

担当部署: 建設課

処分の概要	占用期間延長の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道条例施行規則 第17条第2項					
例 規 番 号	平成16年規則第115号					
【根拠条文】						
(占用の期間等)						
第17条 占用の期間は、3年以内とする。						
2 占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、占用の期間満了後も引き続き占用しようとするときは、その期間満了の日前30日までに前条第1項に規定する下水道敷地等占用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 331

担当部署: 建設課

処分の概要	指定業者の指定
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町排水設備工事指定業者に関する規則 第5条第1項
例 規 番 号	平成16年規則第116号

【根拠条文】

(指定業者の指定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その適否を決定し、排水設備工事指定業者指定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

- 2 前項の通知書により、指定の決定を受けた者は、通知を受けた日から10日以内に美郷町使用料及び手数料条例(平成16年美郷町条例第62号)に定める排水設備工事指定業者認定登録手数料を納入しなければならない。
- 3 町長は、前項の登録手数料の納入があったときは、美郷町排水設備工事指定業者証(様式第4号。以下「指定証」という。)及び美郷町排水設備工事指定業者標証板(以下「標証板」という。)を交付し、美郷町排水設備工事指定業者登録簿(様式第5号)に登録する。

【基準】

根拠条文及び第3条の規定による。

(指定業者の資格要件)

第3条 排水設備工事指定業者(以下「指定業者」という。)の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 島根県内に営業所を置き、かつ、下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を1人以上専属で雇用していること。
- (2) 営業に必要な設備及び器材を備えていること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 第11条の規定により指定業者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - イ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ウ 法人であってその代表者又はその役員のうちにア又はイ若しくは次号のいずれかに該当する者があるもの
- (4) 成年被後見人、被保佐人又は破産の宣告を受けていない者であること。
- (5) その他町長が認める条件を備えていること。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 333

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道使用料条例 第11条					
例 規 番 号	平成16年条例第175号					
【根拠条文】 (使用料の減免) 第11条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 337

担当部署: 建設課

処分の概要	加入金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町下水道事業加入金徴収条例 第5条					
例 規 番 号	平成16年条例第176号					
【根拠条文】						
(加入金の減免)						
第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する加入者の加入金を減免することができる。						
(1) 国又は地方公共団体が公用に供す家屋又は町が公用に供する家屋						
(2) 公示後3年以内に加入申込みをした者						
(3) 前2号に掲げる者のほか、その状況により特に加入金を減免する必要があると認められる者						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 339

担当部署: 建設課

処分の概要	排水設備設置の延期の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例 第6条ただし書					
例 規 番 号	平成16年条例第178号					
【根拠条文】						
(排水設備の設置義務) 第6条 排水設備設置義務者は、施設の供用が開始された日から3年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、特別な理由により町長の許可を受けた場合はこの期間を延長することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 340

担当部署: 建設課

処分の概要	排水設備の計画の確認及び変更確認					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例 第7条					
例 規 番 号	平成16年条例第178号					
【根拠条文】						
(排水設備の計画の確認)						
第7条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合することについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して町長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、規則で定める軽微な変更にあっては事前にその旨を届け出ることをもって足りる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 343

担当部署: 建設課

処分の概要	行為の許可及び変更許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例 第23条					
例 規 番 号	平成16年条例第178号					
【根拠条文】						
(行為の許可)						
第23条 施設に工作物その他の物件を設けるための許可を受けようとする者は、申請書を町長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 344

担当部署: 建設課

処分の概要	占用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例 第25条					
例 規 番 号	平成16年条例第178号					
【根拠条文】 (占用) 第25条 施設の敷地又は施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して占用しようとする者は、申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について第23条の許可を受けたときはその許可を持って占用の許可とみなす。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 347

担当部署: 建設課

処分の概要	占用期間延長の許可					
例 規 名 根拠条項	美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例施行規則 第13条 第2項					
例 規 番 号	平成16年規則第1号					
【根拠条文】 (占用の期間等) 第13条 占用の期間は、3年以内とする。 2 占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、占用の期間満了後も引き続き占用しようとするときは、その期間満了の日前30日までに前条第1項に規定する施設敷地等占用許可申請書を町長に提出し、許可を受けなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 349

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設使用料条例 第11条					
例 規 番 号	平成16年条例第177号					
【根拠条文】						
(使用料の減免)						
第11条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 353

担当部署: 建設課

処分の概要	加入金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町農業集落排水事業及び小規模集合排水事業加入金徴収条例 第5条					
例 規 番 号	平成16年条例第179号					
【根拠条文】						
(加入金の減免)						
第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する加入者の加入金を減免することができる。						
(1) 国又は地方公共団体が公用に供す家屋又は町が公用に供する家屋						
(2) 公示後3年以内に加入申込みをした者						
(3) 前2号に掲げる者のほか、その状況により特に加入金を減免する必要があると認められる者						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 356

担当部署: 建設課

処分の概要	加入金の徴収猶予					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町合併処理浄化槽条例 第7条第1項					
例 規 番 号	平成16年条例第180号					
【根拠条文】						
(加入金の徴収猶予等)						
第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、加入金の徴収を猶予することができる。						
(1) 受益者について、災害、盜難その他事故が生じたことにより、加入金を納付することが困難であると認められるとき。						
(2) その他真にやむを得ない事由があり、町長が特に猶予の必要があると認めたとき。						
2 前項の徴収猶予期間は、町長が別に定める。						
3 受益者は、前項の期間が満了したとき、又は徴収猶予を取り消されたときは、直ちに加入金納入通知に従い加入金を納付しなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 357

担当部署: 建設課

処分の概要	加入金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町合併処理浄化槽条例 第8条					
例 規 番 号	平成16年条例第180号					
【根拠条文】						
(加入金の減免)						
第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の加入金を減免することができる。						
(1) 国若しくは地方公共団体が公用に供している家屋又は町が公用に供している家屋について、加入金を徴収しないものとする。						
(2) 前号に掲げる受益者のほか、その状況により特に加入金を減免する必要があると認められる受益者						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 359

担当部署: 建設課

処分の概要	使用料の徴収猶予又は減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町合併処理浄化槽条例 第16条					
例 規 番 号	平成16年条例第180号					
【根拠条文】						
第16条 町長は、特に必要と認める場合、使用料の徴収を猶予し、又はその一部若しくは全額に相当する額を免除することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 362

担当部署: 企画推進課

処分の概要	利用料金の減免					
例 規 名 根 拠 条 項	美郷町営バスの運行に関する条例 第7条					
例 規 番 号	平成30年条例第5号					
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第7条 町長は、前条の規定にかかわらず、特別の理由があると認めた者については、利用料金を減免することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 30 年 12 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1001

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	適合証の交付(準用河川に係る事務に限る。)					
例 規 名 根 拠 条 項	島根県ひとにやさしいまちづくり条例 第14条第1項					
例 規 番 号	平成10年島根県条例第25号					
【根拠条文】 (適合証の交付) 第14条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設が整備基準に適合しているときは、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を知事に請求することができる。						
【基準】 島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則第3条の規定による。 (整備基準) 第3条 条例第12条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1002

担当部署: 建設課

処分の概要	表示又は設置の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	島根県屋外広告物条例 第4条					
例 規 番 号	昭和49年島根県条例第21号					
【根拠条文】 (許可地域等) 第4条 第2条に規定する地域又は場所以外の地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。						
【基準】 第9条の規定による。 (許可の基準) 第9条 この条例の規定による広告物又は掲出物件の表示又は設置の許可の基準は、次のとおりとする。 (1) 広告物又は掲出物件が良好な景観を形成し、又は風致を害さないものであること。 (2) 広告物又は掲出物件が公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。 (3) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、位置その他表示又は設置の方法が規則で定める基準に適合すること。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1003

担当部署: 建設課

処分の概要	適用除外に係る表示又は設置の許可
例 規 名 根 拠 条 項	島根県屋外広告物条例 第5条第3項
例 規 番 号	昭和49年島根県条例第21号
【根拠条文】	
(適用除外)	
第5条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第2条から第4条までの規定は、適用しない。	
(1) 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件	
(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件	
(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定による選挙運動のために表示する広告物又はこれの掲出物件	
(4) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの	
2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第2条及び第4条の規定は、適用しない。	
(1) 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標若しくは自ら販売若しくは製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所若しくは営業所に表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの	
(2) 人、動物、車両又は船舶に表示する広告物又はこれの掲出物件	
(3) 一時的又は仮設的な広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するもの	
(4) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物	
3 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは掲出物件又は公衆の利便に供することを目的とした広告物若しくは掲出物件については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第2条の規定は、適用しない。	
4 公益上必要な施設又は物件に寄贈者の住所、氏名、名称、店名又は屋号を表示する場合においては、第2条から第4条までの規定は、適用しない。	
【基準】	
第9条の規定による。	
(許可の基準)	
第9条 この条例の規定による広告物又は掲出物件の表示又は設置の許可の基準は、次のとおりとする。	
(1) 広告物又は掲出物件が良好な景観を形成し、又は風致を害さないものであること。	
(2) 広告物又は掲出物件が公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。	
(3) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、位置その他表示又は設置の方法が規則で定める基準に適合するものであること。	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 28 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------------	---------	-------

ID: 1004

担当部署: 建設課

処分の概要	許可の期間の更新					
例 規 名 根 拠 条 項	島根県屋外広告物条例 第7条第3項					
例 規 番 号	昭和49年島根県条例第21号					
【根拠条文】 (許可の条件等)						
第7条 知事は、第4条又は第5条第3項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。 2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲内で規則で定める。 3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1005

担当部署: 建設課

処分の概要	変更又は改造の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	島根県屋外広告物条例 第8条第1項					
例 規 番 号	昭和49年島根県条例第21号					
【根拠条文】						
(変更等の許可)						
第8条 第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、知事の許可を受けなければならない。						
2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。						
【基準】						
第9条の規定による。						
(許可の基準)						
第9条 この条例の規定による広告物又は掲出物件の表示又は設置の許可の基準は、次のとおりとする。						
(1) 広告物又は掲出物件が良好な景観を形成し、又は風致を害さないものであること。						
(2) 広告物又は掲出物件が公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。						
(3) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、位置その他表示又は設置の方法が規則で定める基準に適合すること。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 1008

担当部署: 山くじらブランド推進課

処分の概要	行為の許可(第11条第4項第1号に係るものにあっては工作物の高さが13メートル以下で、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるもの、同項第2号に係るものにあっては地域森林計画に定める伐採の要件に適合し、かつ、伐採面積が2ヘクタール以下であるもの、同項第9号に係るものにあっては変更に係る面積が1,000平方メートル以下のものに限る。)(国の機関又は県の行為に係るものを除く。)
例 規 名 根拠条項	島根県立自然公園条例 第11条第4項(第4号、第5号及び第8号を除く。)
例 規 番 号	昭和36年島根県条例第11号

【根拠条文】

(特別地域)

第11条

- 4 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。
- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 木竹を伐採すること。
 - (3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
 - (4) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
 - (7) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
 - (8) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (9) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。
 - (10) 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
 - (11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
 - (12) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - (13) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)。
 - (14) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
 - (15) 道路、広場、田、畠、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

【基準】

根拠条文及び島根県立自然公園条例施行規則第19条の2の規定及び島根県立自然公園内行為に係る許可・届出事務の手引きによる。

(特別地域内における行為の許可基準)

第19条の2 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備、煙突、昇降機又は避雷針をいう。)を含む。以下同じ。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可の基準は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であって、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

(1) 設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 次に掲げる地域(以下「第1種特別地域等」という。)内において行われるものでないこと。

ア 第1種特別地域

イ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部又は一部について文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定(以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。)がされていること又は学術調査の結果等により当該地域が県を代表する自然的価値を有していると認められるものをいう。以下同じ。)であるもの

(ア) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域

(イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域

(ウ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域

(エ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

(3) 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

(4) 当該建築物が山稜(りよう)線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

(5) 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

(6) 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

2 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(申請に係る県立自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であって、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び平成10年4月1日(同日以後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあっては、当該指定の日。以下「基準日」という。)において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物(基準日以後にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をした分譲地等(同項に規定する分譲地等をいう。)内に設けられるものを除く。)の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可の基準は、前項第2号から第5号までに掲げる基準によるほか、当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。)が13メートル(その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、

既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする。ただし、既存の建築物の改築等であって前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

3 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築(前2項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可の基準は、第1項第2号から第5号までに掲げる基準による。ただし、前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

4 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。)の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。)若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可の基準は、第1項第2号から第5号までに掲げる基準によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

- (1) 保存緑地(第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。)において行われるものでないこと。
- (2) 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10メートル(その高さが現に10メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- (3) 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物の高さが13メートル(その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- (4) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。)が1,000平方メートル以上であること。
- (5) 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあっては、敷地面積を戸数で除した面積が250平方メートル以上であること。
- (6) 総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。)の和をいう。第6項において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。)の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

区分	総建築面積の割合	総延べ面積の割合
第2種特別地域	20パーセント以下	40パーセント以下
第3種特別地域	20パーセント以下	60パーセント以下

- (7) 当該建築の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30パーセントを超えないものであること。
- (8) 前号に規定する土地及びその周囲の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域(以下「自然草地等」という。)でないこと。
- (9) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。)の路肩から20メートル以上離れ、かつ、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。

(10) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。

(11) 当該建築物の建築面積が2,000平方メートル以下であること。

5 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(基準日前にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について同条第5項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可の基準は、第1項第2号から第5号まで並びに前項第1号及び第2号に掲げる基準によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1) 当該建築物の建築面積(建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。)が2,000平方メートル以下であること。

(2) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

区分	総建築面積の割合	総延べ面積の割合
第2種特別地域内における敷地面積が500平方メートル未満	10パーセント以下	20パーセント以下
第2種特別地域内における敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満	15パーセント以下	30パーセント以下
第2種特別地域内における敷地面積が1,000平方メートル以上	20パーセント以下	40パーセント以下
第3種特別地域	20パーセント以下	60パーセント以下

6 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可の基準は、第1項第2号から第5号まで並びに第4項第7号及び第9号から第11号までに掲げる基準によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1) 当該建築物の高さが13メートル(その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。

(2) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の左欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

7 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(車道(分譲地等の造成を目的としたものを除く。)の新築に限る。)に係る許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 第1種特別地域又は第1項第2号イ(ア)から(エ)までに掲げる地域であってその全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により当該地域が県を代表する自然的価値を有していると認められるもの内において行われ

るものでないこと。ただし、次に掲げる基準に適合するもの又は砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであってイ及びウ並びに次号イからオまでに掲げる基準に適合するものにあっては、この限りでない。

ア 地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。

イ 当該車道が次のいずれかに該当すること。

(ア) 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの

(イ) 地域住民の日常生活の用に供される車道

(ウ) 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道

(エ) 法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの

(オ) 法の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するためには必要と認められる車道

ウ 当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。

(2) 前号本文に規定する地域以外の地域内において行われるものにあっては、前号ウに掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 前号イに掲げる基準に適合することであること。ただし、専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあっては、この限りでない。

イ 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。

ウ 法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。

エ 線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。

オ 擁壁その他付帯工作物の色彩及びその形態が周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

8 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(車道(分譲地等の造成を目的としたものを除く。)の改築又は増築に限る。)に係る許可の基準は、前項第1号ウ及び第2号イからオまでに掲げる基準によるほか、当該車道が新たに同項第1号本文に規定する地域を通過することとなるものでないこととする。

9 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可の基準は、第7項第1号ウ及び第2号イからオまでに掲げる基準によるほか、次のとおりとする。

(1) 第1種特別地域又は自然草地等内において行われるものでないこと。

(2) 道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等(以下「関連分譲地等」という。)の造成が第1種特別地域又は自然草地等内において行われるものでないこと。

(3) 関連分譲地等の造成の計画において、1分譲区画の面積(当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積)がすべて1,000平方メートル以上とされていること。

(4) 前号に規定する計画において、勾配が30パーセントを超える土地及び公園事業道路等の

路肩から20メートル以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。

- (5) 第3号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の10パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。
 - (6) 第3号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。
 - (7) 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。
 - ア 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。
 - イ 購入後において1分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1,000平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については条例第11条第4項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。
 - (8) 第3号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。
 - (9) 関連分譲地等の全面積が20ヘクタール以下であること。
- 10 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可の基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項第1号に掲げる基準によるほか、次のとおりとする。
- (1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - (2) 総施設面積(同一敷地内にあるすべての工作物(屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。)の地上部分の水平投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域に係るものにあっては40パーセント以下、第3種特別地域に係るものにあっては60パーセント以下であること。
 - (3) 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が10パーセントを超えないものであること。
 - (4) 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れ、かつ、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
 - (5) 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
 - (6) 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であること。
 - (7) 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
 - (8) 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。
 - (9) 支障木の伐採が僅少であること。
 - (10) 当該屋外運動施設がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- 11 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可の基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号及び第9号に掲げる基準によるほか、次のとおりとする。
- (1) 第1項第2号から第4号までに掲げる基準に適合するものであること。ただし、学術研究その他の公益上必要なものであり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあっては、この限りでない。
 - (2) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそ

れがないものであること。

12 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(太陽光発電施設の新築、改築又は増築であって、土地に定着させるものに限る。)に係る許可の基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第7号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、学術研究その他の公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあっては、この限りでない。

(2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第9号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあっては、この限りでない。

ア 学術研究その他の公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。

(3) 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(4) 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

13 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可の基準は、第1項第1号及び第6号に掲げる基準によるほか、次のとおりとする。

(1) 第1項第2号から第4号までに掲げる基準に適合するものであること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築

イ 既存の工作物の改築若しくは建替え又は災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)

ウ 学術研究その他の公益上必要なものであり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築

(2) 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。

14 条例第11条第4項第1号に掲げる行為(前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可の基準は、前項各号に掲げる基準によるほか、次の各号に掲げる基準に適合するものであることとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。

イ 学術研究その他の公益上必要と認められるものであること。

ウ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

エ 農林漁業に付随して行われるものであること。

オ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。

カ 前項第1号ア又はイに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。

- 15 条例第11条第4項第2号に掲げる行為に係る許可の基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものであることとする。
- (1) 第1種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 単木抾伐法によるものであること。
 - イ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した抾伐率が当該区分の現在蓄積の10パーセント以下であること。
 - ウ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあっては、この限りでない。
 - (2) 第2種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - ア 抿伐法によるものにあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (ア) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した抾伐率が用材林にあっては当該区分の現在蓄積の30パーセント以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の60パーセント以下であること。
 - (イ) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあっては、この限りでない。
 - (ウ) 公園事業に係る施設(第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。)及び集団施設地区(以下「利用施設等」という。)の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われる場合にあっては、単木抾伐法によるものであること。
 - イ 皆伐法によるものにあっては、ア(イ)に掲げる基準及び次に掲げる基準に適合すること。
 - (ア) 1伐区の面積が2ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
 - (イ) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。
 - (ウ) 利用施設等の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われるものでないこと。
 - (3) 第3種特別地域内において行われること。
 - (4) 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。
- 16 条例第11条第4項第3号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。
- (1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - (2) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 17 条例第11条第4項第4号に掲げる行為(露天掘りでない方法によるものに限る。)に係る許可の基準は、次のとおりとする。
- (1) 第1種特別地域等内において行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。
 - ア 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
 - イ 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
 - ウ 学術研究その他の公益上必要なものであり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - (2) 坑口又は掘削口が第1種特別地域等内に設けられるものでないこと。ただし、前号アか

らウまでに掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。

18 条例第11条第4項第4号に掲げる行為(露天掘りによるものに限る。)に係る許可の基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 条例第11条第4項の規定による許可を受け、又は条例第11条第5項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採または採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの(第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 第1種特別地域等内において行われるものでないこと。

イ 自然的、社会的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

ウ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。

エ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

(2) 河川にたい積した砂利を採取するものであって採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあっては、前号アに掲げる基準によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。

(3) 第3種特別地域(植生の復元が困難な地域等を除く。)内において行われるもの(第1号、第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。)にあっては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。

(4) 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあっては、第1号アに掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるものであること。

イ 平成12年4月1日以降に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあっては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。

(5) 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあっては、第1号アに掲げる基準によるほか、前項第1号アからウまでに掲げる基準のいずれかに適合すること。

19 条例第11条第4項第5号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 学術研究その他の公益上必要と認められるものであること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

ウ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。

(2) 水位の変動についての計画が明らかなものであって、野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

(3) 第1種特別地域又は次に掲げる地域であってその全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により当該地域が県を代表する自然的価値を有していると認められるものに支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日現在においてこれらの地域において条例第11条第4項の規定による許可を受け、又は同条第5項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来の行為の規模を超えない程度で行われるものにあっては、この限りでない。

ア 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域

イ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

ウ 優れた風致又は景観を有する河川又は湖沼等

20 条例第11条第4項第6号に掲げる行為に係る許可の基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつ

ては、当該広告物等(広告物その他これに類する物又は広告その他これに類するものをいう。以下同じ。)が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内又は事業を行っている場所において掲出され、設置され、又は表示されるものであること。

イ 表示面の面積が5平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は1場所内における表示面の面積の合計が10平方メートル以下のものであること。

ウ 広告物等を設置する場合にあってはその高さが5メートル以下、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあってはその表示面の高さが5メートル(工作物に掲出し、又は表示するものにあっては、当該工作物の高さ)以下のものであること。

エ 光源を用いる広告物等にあっては、光源(光源を内蔵するものにあっては表示面)が白色系のものであること。

オ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。

カ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

(2) 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあっては、前号エからカまでに掲げる基準によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。

イ 広告物等の個々の表示面の面積が1平方メートル以下であること。

ウ 複数の内容を表示する広告物等にあっては、その表示面の面積の合計が10平方メートル以下であること。

エ 広告物等を設置する場合にあってはその高さが5メートル以下、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあってはその表示面の高さが5メートル以下のものであること。

オ 既に複数の広告物等が掲出され、設置され、又は表示されている地域において行われるものにあっては、当該行為に伴う広告物等の集中により周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。

(3) 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し、若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあっては、第1号エからカまで及び前号エに掲げる基準によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア 表示面の面積が5平方メートル(複数の内容を表示する広告物等にあっては、10平方メートル)以下であること。

イ 設置者名の表示面積が300平方センチメートル以下であること。

ウ 1の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。

(4) 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあっては、第1号カ及び前号ウに掲げる基準によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア 表示面積が300平方センチメートル以下であること。

イ 商品名の表示がないものであること。

ウ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。

(5) 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあっては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地方の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであって地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。

21 条例第11条第4項第7号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、農林漁業に付随して行われるもの

又は公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであって、第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

- (1) 第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。
- (2) 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
- (3) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- (4) 自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
- (5) 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
- (6) 集積し、又は貯蔵する高さが10メートルを超えないものであること。
- (7) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
- (8) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
- (9) 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
- (10) 支障木の伐採が僅少であること。
- (11) 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

22 条例第11条第4項第8号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。
 - ア 第1種特別地域
 - イ 次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、当該地域が県を代表する自然的価値を有していると認められるもの
 - (ア) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面
 - (イ) 優れた風致若しくは景観を有する自然海岸、自然湖岸、その他の水辺地又はこれらの地先水面
 - (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - ア 学術研究その他の公益上必要と認められるものであること。
 - イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
 - ウ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。
 - エ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
 - (3) 当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。ただし、前号エに掲げる基準に適合するものにあっては、この限りでない。
 - (4) 廃棄物の埋立てによるものでないこと。

23 条例第11条第4項第9号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第1種特別地域等内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他の公益上必要なものであり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。

- (2) 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。
- (2)の2 土地を階段状に造成するものでないこと。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
- (3) ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
- (4) 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
- (5) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
- (6) 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。
- (7) 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。

24 条例第11条第4項第10号及び第12号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 学術研究その他の公益上必要なものであり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- (2) 採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

25 条例第11条第4項第11号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のいずれかとする。

- (1) 前項第1号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 災害復旧のために行われるものであること。

26 条例第11条第4項第13号に掲げる行為に係る許可の基準は、第24項第1号の規定の例によるほか、条例第11条第4項第13号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあっては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

27 条例第11条第4項第14号に掲げる行為に係る許可の基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

28 条例第11条第4項第15号に掲げる行為に係る許可の基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものであることとする。

- (1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であって、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- ア 学術研究その他の公益上必要と認められるものであること。
- イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

29 その自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないと知事が認めて指定した県立自然公園の特別地域の区域内において行われる条例第11条第4項各号に掲げる行為については、知事は当該基準の特例を定めることができる。

30 条例第11条第4項各号に掲げる行為に係る許可の基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。

- (1) 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。
- (2) 申請に係る場所及びその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。
- (3) 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について条例第11条第4項の規定による許可の申請があった場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。

島根県立自然公園内行為に係る許可・届出事務の手引き

II 条例の解説

1. 島根県立自然公園条例の解説

P109-119

3. 島根県立自然公園の許可、届出等の取扱要領

IV 事務処理の進め方

1. 許認可事務

標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成28年8月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日